武蔵村山市 まちづくり基本方針

素案

令和3年10月27日

目次

第1編	a 武蔵村山市まちづくり基本方針の策定について1
第1	章 まちづくり基本方針の概要1
1	まちづくり基本方針策定の目的1
2	まちづくり基本方針の位置付け2
3	まちづくり基本方針の構成と目標年次3
4	策定の体制5
第2	章 策定の背景と課題6
1	武蔵村山市の概要6
2	アンケート調査18
3	本市のまちづくりの課題21
第2編	ā 全体構想24
第1	章 まちづくりの目標と将来都市構造24
1	まちづくりの目標24
2	将来都市構造28
第2	章 分野別方針33
1	土地利用の方針34
2	道路・交通環境の整備方針39
3	公園・緑地等の整備方針44
4	安全・安心のまちづくりの方針48
5	景観・環境のまちづくりの方針52
6	活力あるまちづくりの方針55
資料編	i
1	上位計画58
2	都市計画関連制度の改正62
····· 第3;	 編 地域別構想
1	地域区分庁内にて3つの地域区分についての方針を拡充
2	地域別の方針今年度末から来年度に検討予定
第4	編 実現化方策今年度末から来年度に検討予定
1	まちづくり推進の基本的考え方
2	
3	まちづくり制度の活用

第1編 武蔵村山市まちづくり基本方針の策定について

第1章 まちづくり基本方針の概要

1 まちづくり基本方針策定の目的

(1) まちづくり基本方針について

武蔵村山市まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)は、都市計画法第 18 条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下、「まちづくり基本方針」という。)」として、本市のこれからのまちづくりの将来像を描くものです。

まちづくり基本方針の策定に当たっては、本市の行政運営の指針である「第五次長期総合計画」、東京都が定める広域的な都市計画の指針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」・「都市再開発の方針」・「住宅市街地の開発整備の方針」など各種まちづくり計画・施策との整合を図っています。

まちづくり基本方針は、都市計画や都市整備に関する総合的な指針となるもので、市 民と行政が協働してまちづくりを進めていく際や、まちづくりに関する個別具体の施 策・事業を実行する際の指針となります。

(2) 策定の目的

参考資料1参照

現行のまちづくり基本方針が令和5年度に計画期間を迎えることに加え、東京都の都市づくりグランドデザインの策定(平成29年度)や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)の改定(令和2年度)、武蔵村山市第五次長期総合計画の策定(令和3年3月)が行われ、新青梅街道の拡幅事業の進展や市庁舎の移設などを見据えた新たなまちづくりの方向性を示し、その実現に向けた推進を図るため、まちづくり基本方針の新規策定を行います。

平成 28 年4月、国の交通政策審議会答申第 198 号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」が公表され、多摩都市モノレールの箱根ケ崎方面延伸について「事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべき。」と位置付けられました。

その後、東京都において、平成 30 年度に「鉄道新線建設等準備基金」が創設された ほか、令和2年度に箱根ケ崎方面延伸について現況調査及び基本設計等の予算が計上さ れるなど、実現に向けて大きな進展が見られました。

これを受け、本市はこれまでの車中心のライフスタイルから脱却し、歩いて暮らせる駅を中心としたまちづくりへと転換を図ることにより、これまで目指してきた、都市核やサブ核、都市軸を中心としたまちづくりを、より便利で将来にわたって持続可能なまちづくりへと実現するため、具体的な検討を行うこととなりました。

なお、多摩都市モノレールに関する事業やその他の具体的なまちづくりの進捗状況に 合わせ、適宜計画の見直しを行うものとします。

2 まちづくり基本方針の位置付け

まちづくり基本方針は、東京都が策定する都市づくりに関連する計画や方針、及び本市の第五次長期総合計画(国土強靱化地域計画を含む)、第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略に即して定めるとともに、本市の関連する行政計画との整合を図って定めるものです。

また、策定されたまちづくり基本方針は、武蔵村山市まちづくり条例の運用を行う上での指針となるとともに、個別の都市計画事業や住民主体のまちづくりの指針としての役割を担います。

<まちづくり基本方針の位置付け> 都市計画法第6条の2 武蔵村山市第五次長期総合計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (基本構想) (都市計画区域マスタープラン) 令和2年度策定 令和2年度改定 武蔵村山市第二期 都市計画法第7条の2 まち・ひと・しごと創生総合戦略 都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針 令和2年度改定 平成26年度変更 令和元年度策定 都市計画法第18条の2 関連する本市の行政計画 「地域防災計画」 「住宅マスタープラン」 武蔵村山市 平成 25 年度改正 平成 28 年度策定 まちづくり基本方針 「農業振興計画」 「耐震改修促進計画」 平成 28 年度改定 平成 29 年度改定 (都市計画マスタープラン) 「産業振興ビジョン」 「ハート&グリーン 平成25年度改定 令和3年度策定予定 みどりの基本計画 | 「環境基本計画」 令和 4 年度策定予定 地域別構想 全体構想 平成 27 年度改定 「公共施設等総合管理計画」 実現化に向けた方策 など 令和3年度改定予定 市民主体のまちづくり 行政が定める都市計画によるまちづくり 地区まち 市街地 建築協定 緑地協定 地区計画 都市施設 地域地区 づくり計画 開発事業 など など まちづくり条例 平成23年度施行

3 まちづくり基本方針の構成と目標年次

(1) まちづくり基本方針の構成 (検討中)

まちづくり基本方針は、全体構想、地域別構想、実現化に向けた方策の3つから構成します。

「全体構想」では、周辺市町との関係を踏まえた市全体のまちづくりの方針を定めます。「地域別構想」では、都市核・サブ核やその周辺の駅を中心として区分される3地域について各地域の特性を生かしたまちづくりの方針を定めます。「実現化に向けた方策」では、まちづくりの方針を実現するための考え方や方策を示します。

<まちづくり基本方針の構成>



(2) 目標年次

まちづくり基本方針は、長期的なまちづくりの方向を定めるものであり、おおむね20年後を目標とし、計画期間は、令和5 (2023)年度から令和24 (2042)年度とします。なお、おおむね10年後に本市を取り巻く状況の変化を踏まえた見直しを行うこととしますが、今後、多摩都市モノレールに関する事業や、新青梅街道の拡幅整備、令和11 (2029)年度から令和14 (2032)年度頃を目標としている新庁舎開庁など、都市構造に大きく影響を与える事業が予定されていることから、必要に応じて適宜、計画の見直しを行います。

(3) 将来人口(案)

将来人口の設定に当たっては、武蔵村山市第五次長期総合計画及び第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略で設定された目標人口(令和12年で約76,000人、令和22年で約80,000人、令和42年で約85,000人)を踏まえつつ、今後予定されている新青梅街道の拡幅、多摩都市モノレールの建設、都市核地区土地区画整理事業の施行、緑が丘地区の再開発などによるまちづくりの進展を考慮し、令和24年で約80,000人と想定します。



令和 5 年武蔵村山市まちづくり基本方針 令和 24 年 将来人口 約 80,000 人

4 策定の体制

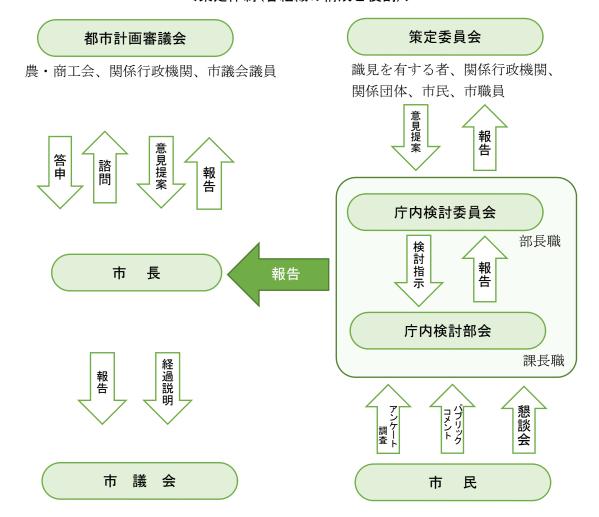
まちづくり基本方針の策定に当たっては、市民アンケート調査や策定委員会、庁内検 討組織(庁内検討委員会、検討部会)、市民との懇親会、パブリックコメントなど、市 民・職員の参画により検討を進めてきました。

市民アンケート調査では、市内に在住する満 20 歳以上の市民のうち 2,000 名を対象に実施し、629人の回答を得ました。また、15歳以上 20歳未満の 300名を対象に若年層アンケート調査を行い、75人の回答を得ました。

庁内検討部会では、市民からの意見等を踏まえたまちづくり基本方針の原案を検討し、 庁内検討委員会では、庁内検討部会の検討内容から原案を作成し、専門家や市民・職員 で構成される策定委員会からの意見提案を基に原案を精査し、市長に報告されました。

その後、都市計画審議会に諮問し、答申を経て、まちづくり基本方針が策定されました。

<策定体制(各組織の構成と役割)>



第2章 策定の背景と課題

1 武蔵村山市の概要

1-1 位置と歴史

(1) 位置•地勢

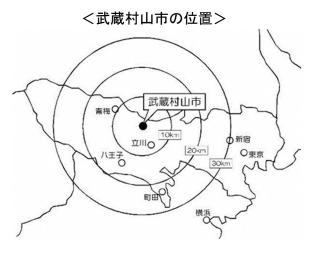
本市は、東京都の北部寄りのほぼ中央に位置し西は瑞穂町、南は立川市、東は東大和市に隣接しています。また、北は狭山丘陵を挟んで埼玉県所沢市に接しています。

市域の南北は 4.65km、東西は 5.20km で、面積は 15.32 kmです。

本市を象徴する狭山丘陵は、市街地の中に 浮かぶ「緑の島」のように残された首都圏を 代表する重要な自然環境です。

狭山丘陵のふもとから南へかけて武蔵野台 地が広がり、市街地と畑(茶、野菜、果樹園 など)が多くみられ、田は丘陵の谷合にわず かに見られます。

市内には、残堀川、空堀川の2本の一級河 川が流れています。



(2) 本市の沿革

武蔵野台地の西辺に位置する狭山丘陵の周辺は、古くから村山郷と呼ばれており、地名の起こりは、狭山丘陵の峰々を指した「群山(むれやま)」がなまって「村山」になったといわれています。

平安時代末期には、武蔵七党の一つである武士団「村山党」がこの地に生まれ、鎌倉時代に書かれた「吾妻鏡」にその名が登場し、「村山」の名が文献に刻まれました。

江戸時代には、中藤村、横田村、三ツ木村、岸村の4村が成立し、大正6年に一つの村となり、村山郷にちなんで「村山村」となりました。その後、昭和29年に町制を施行し「村山町」となりました。

昭和 37 年に日産自動車村山工場をはじめ、多くの工場が立地し、三ツ藤住宅や都営村山団地の建設等により人口が急増し、「農業と織物のまち」から「ベットタウン」へと変化しました。この人口増加に伴って、昭和 45 年 11 月 3 日、市制施行により「武蔵村山市」が誕生しました。

市制施行後は、昭和52年に現在の市庁舎が完成し、昭和55年の市制施行10周年には 武蔵村山市民憲章を制定しました。また、この年には市民の足として欠かすことのでき ない市内循環バスの運行を開始しました。

平成13年3月に日産自動車村山工場全体が閉鎖され、平成18年に工場跡地に大規模商業施設が開業しました。平成14年には村山温泉「かたくりの湯」がオープンし、市民の憩いの施設となっています。

令和2年11月3日には、市制施行50周年を迎えました。

1-2 本市を取り巻く社会・経済情勢の変化

(1) 巨大災害の切迫

平成23年3月の東日本大震災は、広域かつ甚大な被害をもたらし、被災地域のみならず多方面に影響を及ぼしました。また、多摩直下地震によるM7.0以上の地震は、30年以内の発生確率が0.5%から2.0%(平成24年4月想定)とされており、多数の死傷者や経済的損失等甚大な被害をもたらすと予測されています。

近年、1時間に100 mm以上の豪雨や大型台風の増加等により、風水害・土砂災害が激 甚化しており、今後の気象変動に伴って災害リスクが増大するおそれがあります。

このため、インフラ整備や災害を抑制するための対策だけでなく、突発する災害に対して機能不全にならない経済社会システムの構築や、平時から防災を意識した体制や関係づくり等、防災・減災に向けた総合的な取組を進めていくことが必要となっています。

(2) 人口の少子化、高齢化進行

我が国では、平成 20 年をピークに人口減少に転じており、令和 35 年には人口が 1 億人を割り込むと推計されています¹。一方、高齢化率は上昇を続け、令和 22 年には約35%に到達すると推計されており、世界のどの国も経験したことのない超高齢社会が到来するとされています。

東京圏(1都3県)では、令和22年に高齢者人口が1,000万人を突破し、その後も高齢者が激増することが見込まれ、介護・医療資源の不足や高齢単身世帯の増加など、様々な問題が発生する可能性があり、的確な対応を行うことが課題となっています。

(3) 食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題とSDGsの取組

平成22年に約69億人だった世界人口は、令和32年には約96億人に達すると予測されており、食料・水・エネルギーに対する需要の増加が想定されています。また、地球温暖化の進行や生物多様性の危機等、地球環境問題は深刻化しており、今世紀末の我が国の平均気温は4.4℃上昇するといった予測など、災害の激甚化に加え、安定的な水資源の確保や農業生産への影響も懸念されています。

このような環境、政治、経済の課題に取り組む一連の目標を示すため、平成 27 年に「持続可能な開発目標(SDGs) 2 」が国連総会で採択されました。今後は、SDGsの達成に向けた社会的な取組とともに、再生可能エネルギー等の利用や徹底した省エネルギーの推進、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組など、環境に配慮したまちづくりが求められています。

(4) ICTの進歩など技術革新の進展

近年、進化が著しいICT(情報通信技術)分野は、コンピュータとその処理能力が 飛躍的に増大し、AI(人工知能)分野の開発など様々な取組が競争的に行われ、交通、 医療、教育、防災等、社会の幅広い分野において劇的な変化をもたらす可能性がありま す。

¹ 国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口(平成29年出生死亡中位推計)

² SDGsは、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、普遍的な合意に基づく測定可能な17の項目から構成されている

我が国ではデジタル庁が創設され、全国規模での行政システムの統一、標準化や書面・押印・対面の抜本的見直し等の規制改革、公務員のデジタル職採用、マイナンバーカードの利便性向上等、様々な分野でのデジタル化が進められています。

まちづくり行政においても、様々な課題に取り組むツールとして積極的に I C T を活用するため、必要な技術情報の把握や導入事例の検証などに努めていく必要があります。

1-3 人口・産業の特性

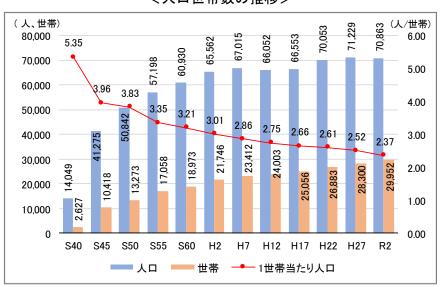
(1) 人口

本市の人口は、昭和 40 年から昭和 45 年の都営村山団地の建設等により急増し、平成 7年に一度ピークを迎えて以降、平成 12 年を底として減少傾向を示した後、以降は増加に転じています。

令和2年国勢調査の速報値は70,863人と平成27年から366人減少しています。

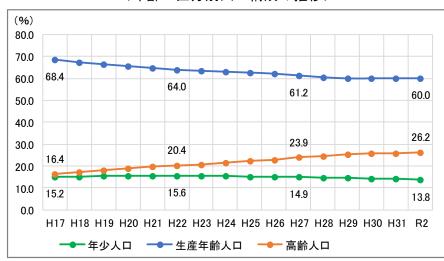
年齢の3区分別構成では、65歳以上の高齢人口が増加する一方で、0から14歳の年少人口は減少傾向を示しています。また、15歳から64歳の生産年齢人口についても緩やかに減少しつつあり、人口の少子・高齢化が進行しています。

<人口世帯数の推移>



出典:国勢調査

<年齢3区分別人口構成の推移>



出典:住民基本台帳(%平成 24 年までは 3 月 31 日現在、平成 25 年以降は 1 月 1 日現在)

(2) 産業

ア製造業

工業の事業所数については横ばいで推移しています。従業者及び製造品出荷額等については、平成25年以降で増加の傾向が見られます。

<事業所数と製造品出荷額等(従業員数4人以上)>

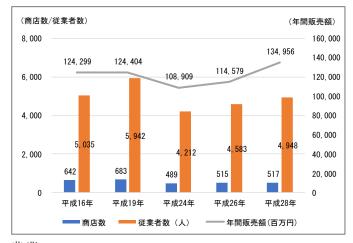


出典:工業統計調査 (ただし、平成23年及び平成27年については経済センサス)

イ 商業

小売業の推移をみると、商店数は減少傾向となっていますが、従業員数及び年間販売額は平成24年を境に、回復傾向となっています。

<商店数、従業者数及び年間商品販売額(小売業)>

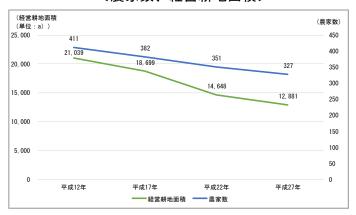


出典: 商業統計調査 (ただし、平成 24 年及 び平成 28 年については、経済センサス)

ウ農業

農家数、経営耕地面積ともに減少傾向が続いています。

<農家数、経営耕地面積>



出典: 農林業センサス、統計書(令和2年度) 注: 平成17年については販売農家のみの集計 数値で、() 内は総農家の経営耕地面積の合 計。平成22年以降については、農業経営体の 集計数値。農業経営体とは、経営耕地30a以上 または、一定の規模以上で農産物の生産を行う 経営体。

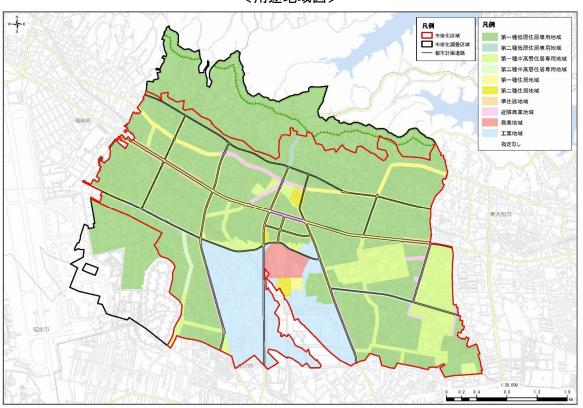
1-4 土地利用・建物

(1) 土地利用

都市計画区域の総面積 1,537.0ha(注)のうち、市街化区域が 1,171.0ha(76.2%)を 占めています。市街化調整区域は、北部の狭山丘陵一帯と、南西部の横田基地及び多摩 開墾を合わせて、366.0ha(23.8%)となっています。

用途地域の区分ごとの面積と総面積に占める割合は、第一種低層住居専用地域が960.9ha(62.5%)と大半を占め、次いで、工業地域が175.7ha(11.4%)、第一種中高層住居専用地域が166.1ha(10.8%)となっています。

<用途地域図>



出典:都市計画課資料

<用途地域の面積>

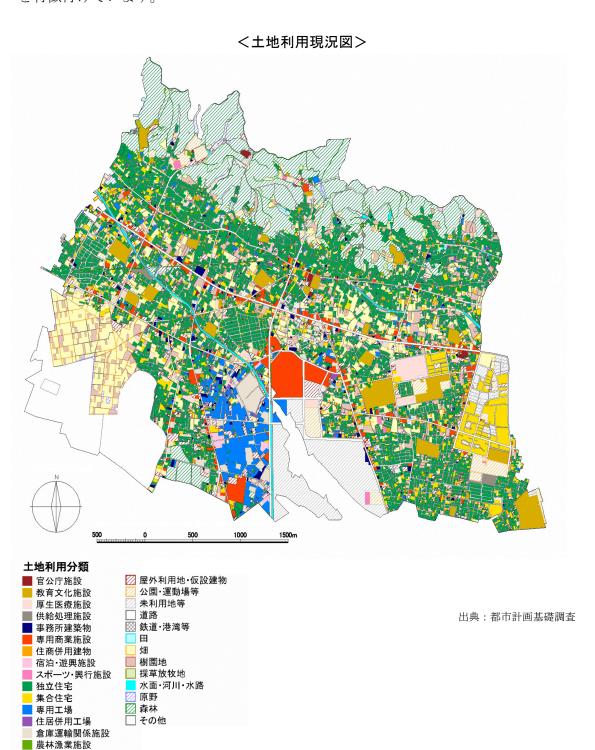
			住	居	系			商業	美系	工業系	指定	
区分	第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居 地域	近隣商業 地域	商業地域	工業地域	おし	合計
面積 (ha)	960. 9	2. 4	166. 1	15. 4	50. 6	8. 5	13. 4	23. 9	20. 8	175. 7	99. 3	1, 537. 0
割合 (%)	62. 5	0. 2	10. 8	1. 0	3. 3	0. 5	0. 9	1.6	1. 3	11. 4	6. 5	100. 0

出典:統計書(令和2年度)/令和2年2月4日告示

注:都市計画決定された面積のため、市の総面積とは異なる。

土地利用現況は、北部一帯の「森林」(狭山丘陵)、南西部の横田基地の一部と「畑」、「樹園地」(多摩開墾)、中央南部の「未利用地等」(村山工場跡地)があり、本市の土地利用の特徴となっています。

「専用商業施設」(イオンモールむさし村山ほか)、その西側の「専用工場」(村山工場跡地西側の工場群)、東部の「集合住宅」(都営村山団地ほか)があり、本市の都市構造を特徴付けています。



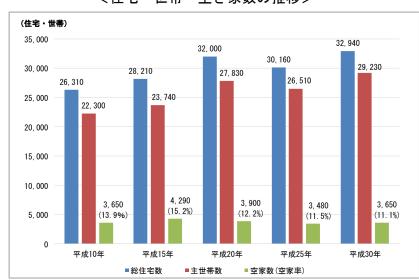
12

(2) 住宅

市内の総住宅数及び主世帯数は増加傾向であり、平成30年では総住宅数32,940戸、 主世帯数29,230世帯となっています。一方、空き家数(空き家率)は平成15年をピーク に減少傾向であり、平成30年では空き家数3,650戸、空き家率11.1%となっています。

種類別主世帯数は、一戸建が最も多く 18,000 世帯程度で 62%を占めており、共同住宅が 10,000 世帯程度で 36%を占めています。共同住宅の中では、3から5階建てが 5,000 世帯程度で 17%、1・2階建てと6階建て以上は、どちらも 3,000 世帯程度で約 10%を占めています。

昭和39年度から昭和41年度にかけて建設された都営村山団地は、敷地面積約55.3ha、総戸数5,260戸と、一つの団地としては都下最大規模の団地です。現在、建設から55年以上が経過し、建て替え事業が進められています。



<住宅・世帯・空き家数の推移>

出典:住宅・土地統計調査(平成10年~30年)

注)総住宅数:空き家を含む住宅数。

主 世 帯:1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に 2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯を「主世帯」とし ている。

1-5 道路・交通・公園緑地

(1) 道路

都市計画道路の新青梅街道線は、幅員 18mの部分は整備済みであり、現在幅員 30m の拡幅事業を行っています。

武蔵砂川駅榎線、松中残堀線、東大和武蔵村山線が、未完成となっています。 幅員4m未満の狭あい道路は、市内の道路整備の進捗に合わせて年々減少しているも

<都市計画道路の整備状況>

のの、市内道路延長の約50%(123,380m)を占めています。

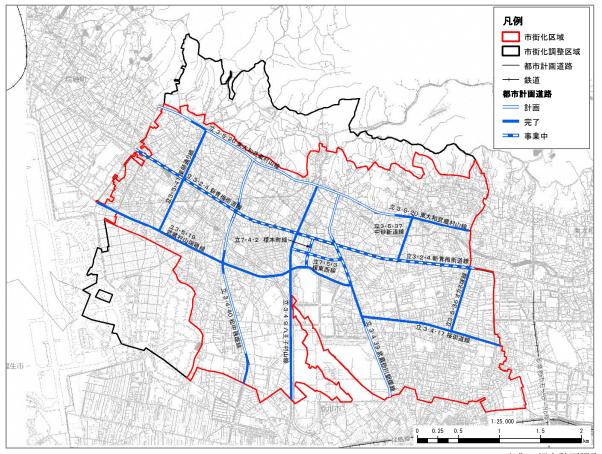
令和2年4月1日現在

		計画幅員	計画延長決定	完成延長	完成率
LD 1	水 1口	(m)	(m)	(m)	(%)
立3・2・4号	新青梅街道線	30	4,619	0	0.0
立3・4・9号	八王子村山線	16~18	2,630	2,630	100.0
立3・4・17号	桜街道線	12~16	1,770	1,770	100.0
立3・4・39号	武蔵砂川駅榎線	12~16	2,772	658	23.7
立3・4・40号	松中残堀線	16	2,860	676	23.6
立3・5・19号	武蔵村山瑞穂線	12	3,390	3,390	100.0
立3・5・20号	東大和武蔵村山線	12	4,077	1,497	36.7
立3・5・36号	オカネ塚線	16	820	820	100.0
立3・5・37号	中砂新道線	12	530	530	100.0
立3・5・41号	薬師通り線	12	1,380	1,380	100.0
立7・4・2号	榎本町線	16~18	340	0	0.0
立7・5・3号	榎東西線	14	620	0	0.0
全12路線	合計		25,808	13,351	51.7

(注)完成延長は供用開始済み延長を指す。

出典:第五次長期総合計画 (令和3年3月) /都市計画課資料

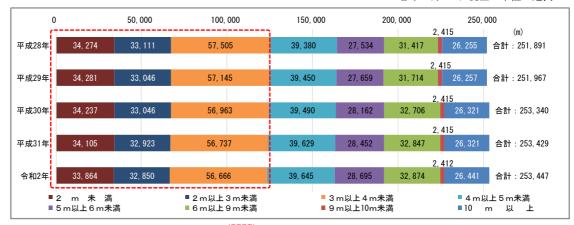
<都市計画道路整備状況図>



出典:都市計画課資料

<幅員別道路延長の推移>

各年3月31日現在 単位:延長m



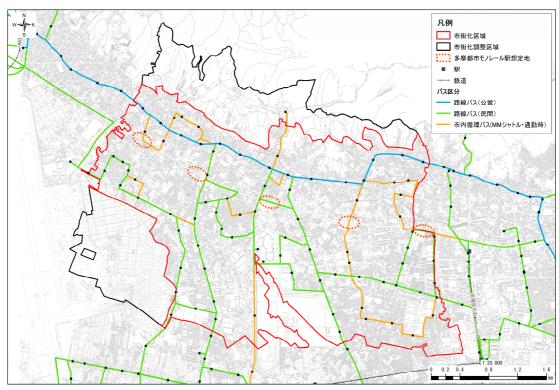
注) : 狭あい道路 出典:統計書(令和2年度)/道路下水道課

(2) 交通

本市の公共交通として、多摩都市モノレールの延伸が予定されており、市内には5つの駅の設置が想定されています。

現在の市内の公共交通の主な路線バスとして、都営バス、立川バス、西武バスが運行しています。また、市内循環バス(MM シャトル)が運行しており、通勤時と日中時で異なる運行ルートとなっています。

<多摩都市モノレールの延伸想定図とバスルート>



出典: 交通企画・モノレール推進課資料 市内循環バス(MM シャトル)通勤時ルート(平成 25 年 4 月 1 日改正)

(3) 公園・緑地

都市計画緑地として、狭山丘陵一帯が市の重要な資源となっています。

都市計画公園として、計 17 か所、総面積約 215ha となっており、うち開園した面積 は約 125ha で総面積の約 58%となっています。

<都市計画公園・緑地一覧>

種別

緑地

令和2年4月1日現在

開園

面積

(ha)

計画決定

面積

(ha)

15. 75

15. 52

種別		名称	計画決定 総面積 (ha)	開園 面積 (ha)
r : +=+	1	野山北・六道山公園	130. 20	106. 95
広域	2	中藤公園	57. 70	4. 54
公園		計	187. 90	111. 49
松△	3	山王森公園	7. 10	0. 59
総合公園	4	大南公園	7. 70	5. 49
ム圏		計	14. 80	6. 08
	5	御伊勢の森公園	3. 30	_
	6	雷塚公園	2. 10	2. 29
近隣	7	向山公園	1. 10	0. 15
公園	8	十二所神社公園	1. 40	0. 05
	9	峰公園	1. 00	_
		計	8. 90	2. 49
	10	残堀公園	0. 75	—
	11	馬場公園	0. 26	—
	12	野山公園	0. 55	0. 07
街区	13	オカネ塚公園	0. 96	0. 96
公園	14	伊奈平公園	0. 28	0. 27
乙四	15	経塚向公園	0. 25	0. 25
	16	中原公園	0. 40	0. 40
	17	大南東公園	0. 29	0. 29
		計	3. 74	2. 24
		合計	215. 34	124. 74

合計
 31.27

 (注)計画決定面積は都市計画公園・緑地の面積を指す

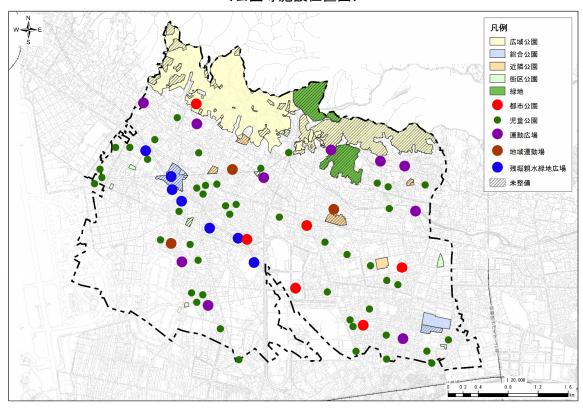
名称

① 観音寺森林地

狭山緑地

出典:環境課・都市計画課資料

<公園等施設位置図>



出典:都市計画課資料

⁽注)開園面積は実測誤差を考慮

1-6 防災

浸水ハザードマップは、残堀川・空堀川・奈良橋川が氾濫した場合の浸水区域(想定 最大区域)が示されています。川沿いで最大2.0m程度の浸水深が予想されています。

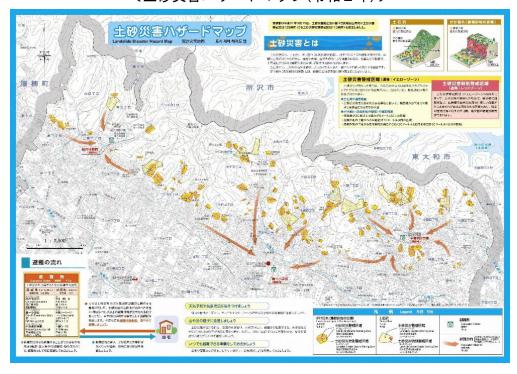
土砂災害ハザードマップは、市内北部の狭山丘陵一帯で、台風や大雨、地震などの影響で土石流とがけ崩れ(急傾斜地の崩壊)が発生するおそれがあるとして、土砂災害警戒区域125か所(うち土砂災害特別警戒区域113か所)が指定されています。

<浸水ハザードマップ(令和2年)(想定最大規模降雨)>

残堀川流域(残堀川)	時間最大降雨量	153 mm /	総雨量(24 時間)	690 mm
黒目川流域(黒目川・落合川)	時間最大降雨量	156 mm /	総雨量(24 時間)	657 mm
柳瀬川流域(柳瀬川・空堀川・奈良橋川)	时间取入阵附里	130 111111 /	心的重 (24 时间)	037 111111



<土砂災害ハザードマップ(令和2年)>



2 アンケート調査

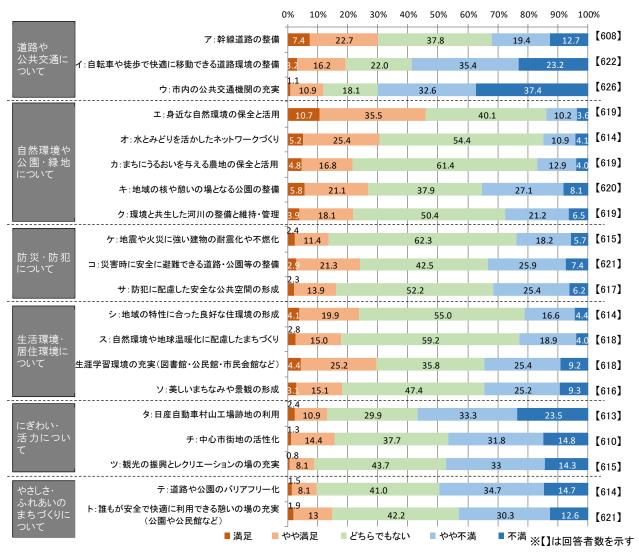
「武蔵村山市まちづくり基本方針」の策定に向けた検討を行うに当たり、今後のまちづくりについての市民の意向を把握するためにアンケート調査を実施しました。令和3年1月に、市内在住の満20歳以上の2,000名を対象に実施し、同年2月に若年層(15歳以上20歳未満)の300名を対象に実施しました。

	20 歳以上	若年層 15 歳以上 20 歳未満
配布数	2,000 件	300 件
抽出方法	単純無作為抽出	単純無作為抽出
回収数	629 件	75 件
有効回収率	31.5%	25.0%

(1) 本市のこれまでのまちづくりに対する満足度

本市のこれまでのまちづくりに対して、「イ:自転車や徒歩で快適に移動できる道路環境の整備」や「ウ:市内の公共交通機関の充実」、「タ:日産自動車村山工場跡地の利用」について不満と感じている住民が多いことがわかりました。

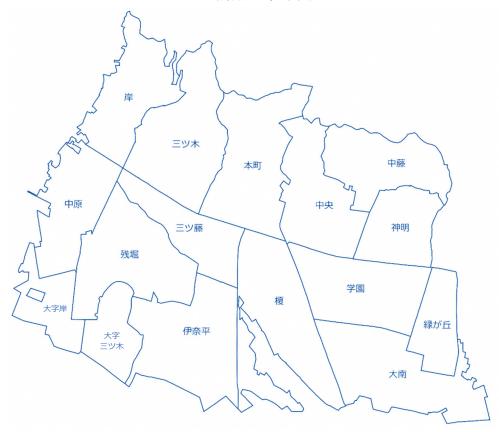
一方、「エ:身近な自然環境の保全と活用」に対して満足度が高いことがわかりましたが、満足度50%を超える項目はありませんでした。



(2) 今後のまちづくりの方針について

下記の3つの項目に対して、市内の地区ごとに集計結果をまとめました。

<武蔵村山市町名図>



ア 居住している地域の将来像について

全ての地区で「道路や公共交通が整った便利で快適なまち」が最も回答割合が高く、 基盤整備や公共交通網が整ったまちが強く望まれていることがわかります。順に、 「福祉環境が整い安心して暮らせるやさしさあふれるまち」、「災害に強い、安全・安 心なまち」への回答数が多くなっています。

若年層においては、「道路や公共交通が整った便利で快適なまち」が最も回答割合が高くなりました。

特徴的なものとして、中央地区は「子育て支援環境が充実した住みよいまち」、若 年層は「商業集積が高いにぎやかなまち」の回答数が2番目に高くなっています。

問 将来、あなたがお住まいの地域がどのようなまちになればいいと思いますか。(複数回答)

	道路や公共交 通が整った便 利で快適なま ち		災害に強い、 安全·安心なま ち	境が充実した	リサイクル等が 進み環境にや さしいまち	商業集積が高 いにぎやかな まち	工業などが集 積する活気の あるまち	観光資源等を 活用した来訪 者とのふれあ いがあるまち	福祉環境が整 い安心して暮 らせるやさしさ あふれるまち
岸	61.3	35.5	35.5	22.6	6.5		6.5		29.0
三ツ木	70.0	20.0	25.0	17.5	10.0	12.5		5.0	35.0
中原	54.8	23.8	35.7	14.3	4.8	14.3	2.4	7.1	40.5
三ツ藤	68.8	33.3	31.3	22.9	6.3	4.2			39.6
残堀	52.1	27.1	37.5	12.5	4.2	8.3	2.1	2.1	43.8
伊奈平	62.5	21.9	28.1	15.6	9.4	6.3		6.3	40.6
本町	60.7	35.7	32.1	3.6	7.1	7.1	3.6		35.7
榎	56.3	18.8	25.0	12.5	6.3	6.3			43.8
中央	59.5	26.2	35.7	35.7	2.4				33.3
中藤	89.5	15.8	21.1	5.3		15.8			42.1
神明	65.8	15.8	36.8	18.4	5.3	10.5		5.3	36.8
学園	61.9	17.5	28.6	25.4	4.8	17.5	1.6	6.3	25.4
大南	52.2	24.6	31.2	26.8	5.8	6.5	1.4	8.0	37.7
緑が丘	44.2	14.0	37.2	11.6	7.0	14.0	2.3	9.3	44.2
合計	59.1	23.7	32.0	20.1	5.7	8.8	1.4	4.6	37.1
若年層	69.3	16.0	20.0	16.0	5.3	26.7	5.3	8.0	14.7

回答率(%)=(回答者/全回答者)

イ 多摩都市モノレール新駅周辺のまちづくり

利用者のための十分な駐車場や駐輪場が整備され、公共交通ネットワークが充実し、 商業施設が集まる活気のある駅前づくりが望まれています。

若年層は、レクリエーション施設が充実した人が集まる駅前づくりを望む一方で、 良好な中・低層住宅地を望む声も多くあります。

問 新駅周辺(場所未定)のまちづくりについて、望ましいと思われるものはなんですか。(複数回答)

	商業施設など が集まるにぎ わいと活気の ある駅前づくり	レクリエーション施 設などが充実 した人が集ま る駅前づくり	利用者ための 十分な駐車場 や駐輪場の整 備	公共交通ネット ワークのアクセ スの確保	商業施設等は 最小限に抑え た良好な中・低 層住宅地	既存の街並み や丘陵地の眺 望などと調和し た戸建て住宅 地
岸	35.5	16.1	67.7	45.2	19.4	6.5
三ツ木	50.0	12.5	62.5	27.5	10.0	22.5
中原	52.4	7.1	64.3	35.7	9.5	7.1
三ツ藤	45.8	8.3	79.2	43.8	12.5	8.3
残堀	43.8	6.3	70.8	41.7	12.5	10.4
伊奈平	43.8	9.4	59.4	43.8	9.4	9.4
本町	32.1	14.3	67.9	46.4	10.7	14.3
榎	43.8	6.3	56.3	50.0	12.5	
中央	40.5	11.9	54.8	47.6	16.7	9.5
中藤	42.1	15.8	84.2	36.8	5.3	5.3
神明	47.4	18.4	57.9	47.4	7.9	10.5
学園	49.2	12.7	69.8	39.7	6.3	7.9
大南	40.6	18.1	56.5	45.7	9.4	10.1
緑が丘	46.5	4.7	67.4	44.2	7.0	11.6
合計	43.9	12.4	64.3	42.7	10.4	10.0
若年層	32.4	24.3	48.6	33.8	20.3	10.8

回答率(%)=(回答者/全回答者)

ウ 新しい生活様式への変化により、今後のまちづくりに望むものについて

新しい生活様式への変化によって在宅や地域で過ごす時間が増えている中で、「歩行空間の整備」や「自転車ネットワークの整備」といった、地域の中で運動することができる空間の整備が求められています。

また、「公園の整備」や「公共施設内の交流広場の充実」といった屋外で三密を避けながらコミュニケーションをとることができる施設の整備が求められています。

問 あなたが今後まちづくりに望むものはなんですか。(複数回答)

	公園の整備				自転車ネットワーグiの整備				グラウンドや広場 の整備		公共施設内の 交流広場の充 実	
岸		32.3		41.9		35.5		25.8		22.6		22.6
三ツ木		32.5		57.5		40.0		7.5		27.5		27.5
中原		31.0		50.0		31.0		11.9		11.9		31.0
三ツ藤		41.7		37.5		27.1		12.5		27.1		31.3
残堀		31.3		54.2		50.0		4.2		27.1		14.6
伊奈平		34.4		43.8		31.3		9.4		31.3		21.9
本町		14.3		71.4		39.3		7.1		25.0		17.9
榎		43.8		31.3		37.5		0.0		37.5		25.0
中央		35.7		52.4		23.8		19.0		21.4		14.3
中藤		26.3		42.1		26.3		5.3		31.6		36.8
神明		57.9		47.4		28.9		10.5		21.1		26.3
学園		27.0		47.6		31.7		19.0		36.5		20.6
大南		44.9		39.9		35.5		14.5		21.0		23.2
緑が丘		27.9		34.9		34.9		11.6		16.3		46.5
수計		36.0		45.9		34 1		126		24.5		25.0

25.0 回答率(%) = (回答者/全回答者)

注) ウは20歳以上アンケート調査のみの項目

3 本市のまちづくりの課題

本市のまちづくりの課題として以下の項目が挙げられます。

課題1 都市の構造に大きく影響するプロジェクトを見据えたまちづくり

○都市構造に大きく影響するプロジェクトの実現化の方針

新青梅街道の拡幅整備 多摩都市モノレールの建設 都市核地区土地区画整理事業 市庁舎の移設、村山工場跡地利用 都営村山団地建替事業

- ○地域の拠点となる地区の方向性に沿ったまちづくりの推進
- ○都市核・サブ核や多摩都市モノレールの新駅での生活利便性の向上

課題2 人口動向の変化に対応したまちづくり

- ○若者の流出傾向や少子・高齢化への対応
- ○住環境の総合的な整備
- ○福祉環境が整い多世代が安心して過ごせるまちづくり

課題3 自然災害への対応

- ○様々な災害に対応したまちづくり
- ○国土強靭化地域計画の達成に向けたまちづくり
- ○災害時の避難に関わる整備

課題 4 身近な生活環境整備への対応

- ○狭あい道路や身近な公園の整備
- ○安全で快適な通行の確保に向けての整備
- 〇公共交通の利便性の向上や多摩都市モノレールへのアクセス性の向上

課題 5 都市計画における諸課題への対応

- ○近年の都市計画における諸課題への対応
- ○立地適正化制度の策定の検討や生産緑地地区制度の方向性の明示
- 〇産業振興ビジョンの推進

課題1 都市の構造に大きく影響するプロジェクトを見据えたまちづくり

新青梅街道の拡幅整備、多摩都市モノレールの建設、都市核土地区画整理事業、市庁舎の移設及び村山工場跡地利用の進展、都営村山団地建替事業など、都市構造に大きく影響する事業が進捗しており、それぞれのプロジェクトをまちづくりに効果的に波及させるため、変化を踏まえたまちづくりの方向性を明らかにするとともに、これに向けた実現化の方針を示す必要があります。

「多摩部 19 都市計画 整備・開発及び保全の方針」では、本町・榎地区、緑が丘、新青梅街道沿道、狭山丘陵から多摩湖について、特色ある地域の将来像が示されており、これらの方向性に沿ってまちづくりを進める必要があります。

アンケートでは、商業施設や生活サービス施設といった活気やにぎわいがある駅前が 求められており、都市核や多摩都市モノレールの新駅を中心に生活利便性の向上が求め られています。

課題2 人口動向の変化に対応したまちづくり

本市の人口動態は年々増加を続けてきましたが、令和2年の国勢調査では 70,863 人と平成 27 年 (71,229 人) から減少を示す結果となりました。今後、新青梅街道の拡幅整備や多摩都市モノレールの延伸などのプロジェクトの波及効果により、人口が増加する要素はあるものの、若者の流出傾向や少子化、高齢化に対して、まちづくりとして対応すべき課題となっています。

このため、子育て世帯にやさしいまちづくり、若者に魅力あるまちづくり、高齢者を 支えるまちづくり、活力とにぎわいのあるまちづくりなど、プロジェクトの効果を浸透 させる対策と合わせ、住環境の総合的な整備に取り組んでいくことが重要です。

アンケートでは、福祉環境が整い幅広い世代が安心して過ごすことができるまちづく りが求められています。

課題3 自然災害への対応

自然災害の激甚化や頻発など、これまでの経験を超えた災害などに対して、「命を守る」という視点による防災・減災のまちづくりの必要性が高まっています。豪雨や台風による残堀川や空堀川の増水による浸水被害や狭山丘陵地の土砂災害の危険性に加え、多摩直下地震(プレート境界多摩地震)といったM7.0 以上の地震など、様々な災害に対応したまちづくりとして減災対策や復興計画等が必要となります。

本市の国土強靱化地域計画の基本目標の達成に向けて、まちづくり面についても速やかな対策が必要です。

アンケートでは、安全な避難道路や物資等を供給するための緊急輸送道路の整備、公園や広場などの身近な避難所の確保が求められており、災害時の避難に関わる整備を進めていく必要があります。

<武蔵村山市国土強靭化地域計画の基本目標>

◆武蔵村山市国土強靱化地域計画の基本目標

- ① 人命を最重要事項として最大限の保護が図られること
- ② 生活インフラや行政等の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小に抑えられること
- ④ 迅速な復旧復興に取り組むことができる体制が確保されること

出典:武蔵村山市第五次長期総合計画

課題4 身近な生活環境整備への対応

住宅市街地を中心とする市街地は、一部を除いてスプロール状に形成された戸建て住宅が広範に広がっており、アンケートでは、身近な憩いの空間としての公園の整備を求める意見が多くあり、道路の幅員不足や身近な公園の整備の遅れなどの改善を図っていく必要があります。

また、歩道が設置された道路が少なく、歩行者や自転車の安全で快適な通行環境の向上に向けた整備が必要です。

アンケートでは、上記のほか公共交通の利便性向上の必要性が指摘されており、多摩都市モノレールへのアクセス性の向上(利便性、安全性など)に十分配慮していく必要があります。

課題5 都市計画の諸課題への対応

現行のまちづくり基本方針の策定以降、都市計画関連制度改正が行われ、「コンパクトシティ等の形成に向けた立地適正化計画制度の創設」、「生産緑地地区制度の改正(指定後30年経過の期限が迫っていることに対応するため)」、「立地適正化計画制度について、都市のスポンジ化への対応、自然災害への対応を反映した改正」など、近年の都市計画における諸課題への対応が図られています。

本市においても、持続可能な都市構造への再編や自然災害への対応に留意した立地適 正化計画の策定の検討と、市内に多数分布する農地について生産緑地地区制度の改正も 踏まえながらその保全・活用の方向性を明らかにしていく必要があります。

また、市内全体の産業振興や近隣自治体と連携した振興策、市内事業者の市外への流 出抑止策等を検討した上で、これらを計画的に進めるため、「産業振興ビジョン」の推 進を図ります。

第2編 全体構想

第1章 まちづくりの目標と将来都市構造

1 まちづくりの目標

(1) まちづくりの基本方針

本市のまちづくりの課題を解決するために、以下の項目をまちづくりの基本方針として設定します。

基本方針1 若者を含む全ての市民が魅力と誇りを実感できる新たな都市環境の創出

都市の特性を生かした商業施設や行政施設の立地誘導により、本市にふさわしい にぎわいと魅力のある中心市街地の形成を目指します。

基本方針2 災害に強い都市環境の形成

自然災害の発生に備え、河川の整備や危険地区に対する土地利用の抑制、避難地 や避難路の整備などにより、市民の生命、財産の保全を目指します。

首都直下型地震などの大規模地震に備えて、建物の耐震化や不燃化の促進、緊急 輸送道路の保全などにより、災害に強いまちづくりを目指します。

基本方針3 身近な生活環境の安全性、利便性、快適性の向上

まちの特性を生かしつつ身近な環境の課題解決を通して、全ての市民にとってゆとりと潤いのある生活環境の形成を目指します。

多摩都市モノレールの延伸を契機に、公共交通ネットワークの再編により歩いて 暮らせるまちの実現を目指します。

基本方針4 子育てのしやすさを実感できる生活環境の形成

子育て支援施設の充実や身近な道路の安全性、利用しやすい公園・広場の整備などにより、安全な子育て環境の充実・形成を目指します。

基本方針5 美しい武蔵野のみどりと水辺が調和した環境の形成

みどりや水辺の持つ、潤いと安らぎや良好な景観の提供を始め、生物多様性の保全、ヒートアイランドの緩和、レクリエーション、防災などの様々な機能を保全して、本市の豊かな自然環境の保全と創出を目指します。

都市の農地に対する新たな位置付けを踏まえて、みどり空間の提供、IT化などによる都市農地の新たな可能性、防災に果たす機能などに着目した都市と調和した農地の活用を目指します。

基本方針6 地場産業と都市型産業の定着・成長を支える環境の形成

本市の伝統的な産業や立地特性を生かした都市型産業の定着と成長を図るため、円滑な通行を支える都市基盤の整備や産業用地の確保などにより、良好な事業環境の整備、保全を目指します。

(2) まちづくりの目標 (検討中)

武蔵村山市第五次長期総合計画が掲げる本市の将来都市像「人と人との絆をつむぐ誰もが活躍できるまち むさしむらやま」を踏まえ、まちづくりの目標を定めます。

※下記に現行計画のまちづくり目標を参考として示します。

【参考】

「活力とみどりにあふれ 誰もがいきいき暮らすまち 武蔵村山」(現行計画)

くまちづくりの目標(案1)>

みどりと 活力と 暮らしやすさを 実感するまち 武蔵村山

<全体イメージ>

武蔵野と狭山丘陵のみどりの保全と活用、魅力と新しさを備えた都市機能の創出、利便と快適さを感じる生活環境の形成を通して、本市に住んでよかったと実感しながら住み続けることができるまちを目指します。

<個別イメージ>

みどり

狭山丘陵や市内のみどりを保全し、水とみどりのネット ワークにより、自然と共存しながら快適に過ごせるまちを目 指します

活力

都市の特性を生かした商・工・農の地域産業の活性化が 図られた、武蔵村山市にふさわしいにぎわいと活力のある まちを目指します

暮らしやすさ

身近な住環境を向上し、多様な世代が暮らしやすさを実 感できるまちを目指します

人と人、まちとまちをつなぐ、

みどり豊かな活力あるまち 武蔵村山

<全体イメージ>

武蔵野と狭山丘陵のみどりの保全と活用、新青梅街道の整備や多摩都市モノレールの延伸による魅力と新しさを備えた都市機能の創出、利便と快適さを感じる生活環境の形成を通して、人々やまちのつながりによって活力あるまちを目指します。

<個別イメージ>

人と人、まちとまちをつなぐ

多摩都市モノレールや、新青梅街道の整備によって交通 利便性が向上し、人の動きや物流、コミュニケーションの 活性化により、さまざまなつながりが生まれるまちを目指 します

みどり

狭山丘陵や市内のみどりを保全し、水とみどりのネット ワークにより、自然と共存しながら快適に過ごせるまちを目 指します

活力

都市の特性を生かした商・工・農の地域産業の活性化が 図られた、武蔵村山市にふさわしいにぎわいと活力のある まちを目指します

みどりと調和し、だれもが快適で 安心・安全に暮らせるまち 武蔵村山

<全体イメージ>

武蔵野と狭山丘陵のみどりの保全と活用、新青梅街道の整備や多摩都市モノレールの延伸による魅力と新しさを備えた都市機能の創出、利便と快適さを感じる生活環境の形成、自然災害に対する基盤整備によってだれもが快適で安心・安全に暮らせるまちを目指します。

<個別イメージ>

みどり

狭山丘陵や市内のみどりを保全し、水とみどりのネット ワークにより、自然と共存しながら快適に過ごせるまちを目 指します

だれもが快適

多摩都市モノレールや新青梅街道の整備による都市基盤の充実、およびそれに伴う利便性の向上を目指します。 日常生活に必要な施設やそれをつなぐ都市基盤が充実することで、だれもが快適な暮らしの実現を目指します。

安心・安全に

子どもから高齢者まで、誰もが安全安心に暮らせる生活 環境を目指します。近年多発する災害に対応した都市基盤 づくりを目指します。

2 将来都市構造

(1) 目指すべき将来都市構造

まちづくりの目標を実現するためには、市民生活を支える多様な都市機能の集積、骨格となる都市基盤の整備、計画的な土地利用の誘導を進めていく必要があります。

このため、都市機能の集積、環境の維持・向上を図るべき「核」、市民交流や生産活動の骨格となる「軸」、それぞれの特性を生かした土地利用を誘導するための「ゾーン」を設定することで都市の構造を明確にし、効率的・効果的なまちづくりを進めていきます。

→ 多摩都市モノレールの延伸が実現性が高まったことを受けて、駅を中心としたまちづくりの推進や、公共交通ネットワークの整備を検討します。

(2) 将来都市構造の設定の考え方

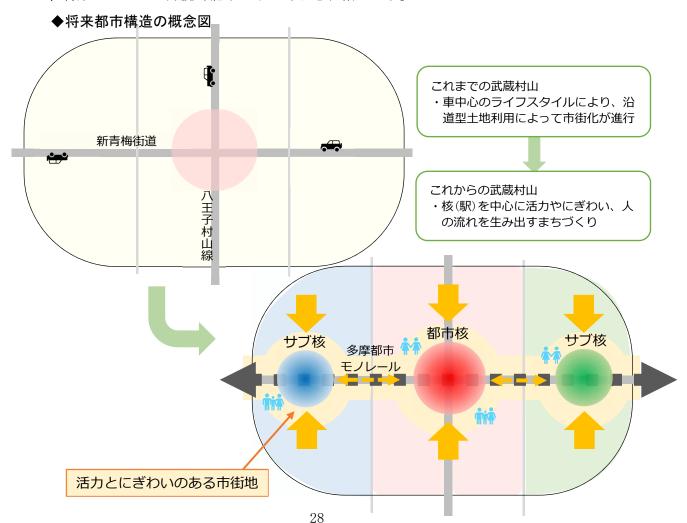
将来都市構造は以下の考えを基に設定します。

「 核 」 拠点施設やプロジェクトを基本に設定します。

「 軸 」 主要幹線道路・多摩都市モノレール・河川・自転車歩行者専用道路を基本 に都市の骨格であり、近隣市町との広域ネットワークを形成します。

「ゾーン」 土地利用特性を基本に、都市核土地区画整理事業区域や、新青梅街道沿道 地区のまちづくりを考慮しながら設定します。

これらの「核」、「軸」、「ゾーン」を重層的に組み合せることによって、駅を中心とした、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指します。



◆ 将来都市構造の設定過程

拠点施設・プロジェクト

- ·本町·榎地区(新青梅街道周辺)
- ·都市核地区土地区画整理事業 区域
- •都営村山団地
- •中原•岸地区
- ·大規模公園·緑地(3ha以上)
- ・村山温泉「かたくりの湯」周辺

主要幹線道路·公共交通·河川· 自転車歩行者専用道路

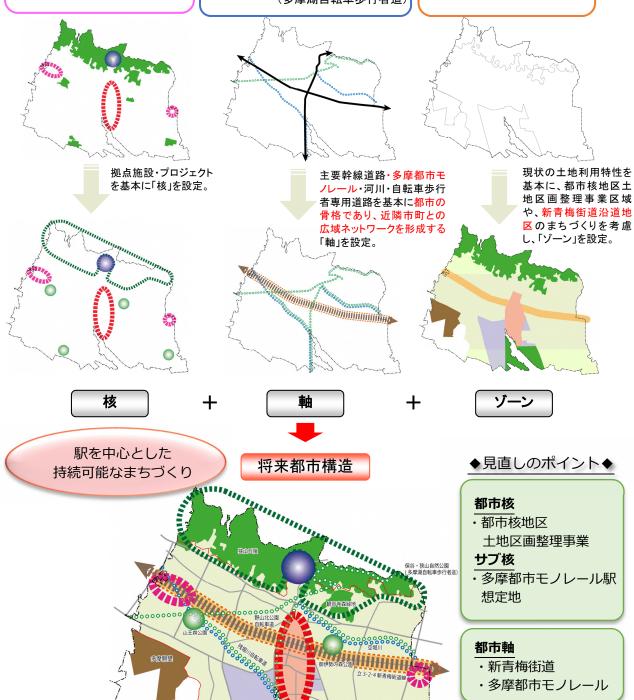
- •立 3•2•4 号新青梅街道線
- ・主要地方道所沢武蔵村山立川線(55)
 - ~立 3·4·9 号八王子村山線
- 多摩都市モノレール
- •残堀川•空堀川
- ·野山北公園自転車道
- ·残堀川自転車道
- ·保谷·狭山自然公園自転車道 (多摩湖自転車歩行者道)

土地利用特性

- •住宅系市街地
- •住工複合市街地
- •村山工場跡地
- •新青梅街道沿道地区

沿道市街地ゾーン・新青梅街道沿道地区

- •狭山丘陵
- •多摩開墾



29

横田基地

【核】

《都市核》

多摩都市モノレールの延伸により新駅設置が想定される、本町・榎地区の新青梅街道 周辺から村山工場跡地の北地区付近までを広く都市核と位置付け、本市の顔となる魅力 あふれる中心市街地として、商業、住宅、行政サービス、防災などの多様な機能を集積 します。

→ 将来の人口減少、少子高齢化等の人口動向に対応し、「持続可能な都市構造」 による利便性の高い中心拠点づくりを目指して、行政機能や商業、高次医療等の 広域性の高い生活利便施設が集まる「**高次都市機能**」の集約・維持を目指しま す。

《サブ核》

多摩都市モノレールの延伸により、本市の玄関口となる緑が丘地区と中原・岸地区を 東西のサブ核と位置付け、市民生活の拠点として、住宅のほか商業、生活支援機能など を集積します。

→ 将来の人口減少、少子高齢化等の人口動向に対応し、「持続可能な都市構造」 による利便性の高い、サブ核づくりを目指して、地域の拠点となる行政機能等の 「生活サービス機能」の集約・維持を目指します。

《みどりの核》

貴重な自然環境が残る狭山丘陵、市民の憩いの場としての機能を有する都市公園など をみどりの核と位置付け、まとまりある緑地として整備・充実します。

《憩いの核》

野山北公園周辺を市内外からの人を集客する憩いの核として位置付け、交流施設や観光機能を充実します。

【軸】

《都市軸》

新青梅街道とその沿道空間を都市軸と位置付け、広域的なネットワークを強化します。 また、にぎわいと活力のある、みどり豊かな広がりと厚みをもった潤いある沿道市街 地を形成します。

《公共交通軸》

→ 広域幹線道路としての新青梅街道と、新たな公共交通ネットワークとしての多 摩都市モノレール整備により、「公共交通軸」として利便性の高い道路交通軸を 目指します。

《みどりの軸》

狭山丘陵から昭和記念公園を結ぶ主要幹線道路沿道、残堀川のほか、野山北公園自転車道や保谷・狭山自然公園自転車道(多摩湖自転車歩行者道)、残堀川自転車道、空堀川沿道などをみどりの軸と位置付けます。

《水の軸》

瑞穂町の狭山池や狭山丘陵を水源とする残堀川、空堀川を水の軸と位置付け、遊歩道 や親水緑地広場等の整備を促進し、水とみどりのネットワークを形成します。

【ゾーン】

《住宅系市街地ゾーン》

市内の大部分を占める住宅系市街地ゾーンでは、良好な住環境の維持・向上を図ります。

→ 将来の人口減少、少子高齢化等の人口動向に対応し、将来にわたって「持続可能な都市構造」を目指した都市軸沿線の利便性の高い住宅地形成により、都市核 やサブ核周辺周辺の人口密度の維持を図ります。

《沿道市街地ゾーン》

新青梅街道沿道では、新青梅街道沿道地区まちづくり計画に基づき、適正かつ効果的な土地利用や都市機能の向上を図るため、商業・業務、住宅などを主体とした複合的な土地利用を誘導し、にぎわいと活力のある沿道市街地を形成します。

また、多摩都市モノレールの延伸とそれに伴う新駅の設置を見据えた沿道まちづくり を推進します。

→ 将来の人口減少、少子高齢化等の人口動向に対応し、「持続可能な都市構造」 をめざした都市軸沿線の利便性の高い住宅地形成により、都市軸沿線の人口密度 を高め、利便性の高い生活空間の形成を図ります。

《中心市街地ゾーン》

都市核地区土地区画整理事業区域及びその周辺のゾーンは、商業・業務、住宅、行政 サービス、防災などの多様な機能の集積を行い、にぎわいと活力のある中心市街地を形 成します。

《複合市街地ゾーン》

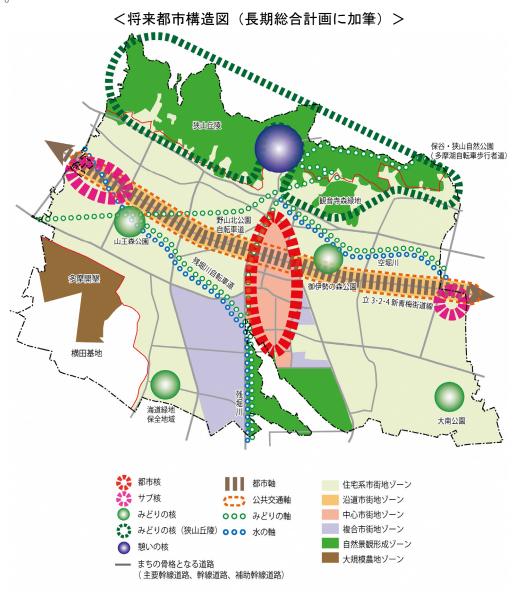
残堀・伊奈平地区等の一部では、商業や工業、住宅など様々な機能を併せ持つ市街地 環境を形成します。

《自然景観形成ゾーン》

狭山丘陵のゾーンは、豊かな自然環境の維持・保全に努めます。 村山工場跡地南地区のゾーンは、みどり豊かな土地利用を誘導します。

《大規模農地ゾーン》

多摩開墾のゾーンは、貴重なまとまりある農地として、農業環境の維持・保全に努めます。



まちづくりの目標である 「みどりと 活力と 暮らしやすさを実感するまち 武蔵村山」 を実現するため、次の6つの分野で方針を設定します。

1 土地利用の方針

- (1) 都市的土地利用の整備
- (2) 丘陵地・農地の保全
- (3) 市街地整備

2 道路・交通環境の整備方針

- (1) まちの骨格となる道路づくり
- (2) 地域の生活を支える道路づくり
- (3) 歩きやすい歩道づくり
- (4) モノレールなど公共交通機関の充実

3 公園・緑地等の整備方針

- (1) 身近な自然環境の保全と整備
- (2) 水とみどりを生かしたネットワークづくり
- (3) まちの潤いとなる農地の保全と活用
- (4) コミュニティを育む場所となる公園づくり
- (5) 環境と共生した河川の整備と維持・管理

4 安全・安心まちづくりの方針

- (1) 災害に強い市街地づくり
- (2) 安全性を支える都市基盤づくり
- (3) 災害に備えた対策と体制づくり
- (4) 防犯に配慮したまちづくり

5 景観・環境まちづくりの方針

- (1) 美しい街並みへの誘導
- (2) 環境に配慮したまちづくり

6 活力あるまちづくりの方針

- (1) 誰もがいきいきと生活できるまちづくり
- (2) 商業・農業・工業の振興
- (3) 観光の振興とレクリエーションの充実
- (4) 個性あるまちづくりへの支援

1 土地利用の方針

土地利用の基本方針

住環境の保全や商業・業務地の活性化を図り、みどり豊かな自然環境を生かした土地 利用を誘導します。

社会情勢の変化やまちづくりの動向にあわせ、用途地域や地区計画制度等を活用した 計画的土地利用を進めます。

多摩都市モノレールの建設や村山工場跡地の大規模な土地利用など、新たな土地利用の動きをこれからのまちづくりに効果的に生かしていくため、地区計画制度等を十分に活用した計画的な土地利用を図ります。

まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画制度や地区計画制度を活用したまちづくりへの市民参加を促進します。

(1) 都市的土地利用の整備

[住宅市街地]

■ 緑住低層住宅地区

主要地方道新宿青梅線(5)青梅街道以北の住宅地については、緑住低層住宅地として、 生け垣や屋敷林のみどりを保全するとともに、番太池・赤坂池の水辺など狭山丘陵の自 然環境を生かし、ゆとりある低層住宅地としての土地利用を維持します。また、まちづ くり条例に定める狭山丘陵景観重点地区では、建物の色彩や緑化の基準を定め、自然環 境を含む周辺環境と調和した低層住宅地としての土地利用を誘導します。

■ 低層住宅地区

本市市街地の大半を占める低層戸建て住宅地は、平地林のみどりや残堀川・空堀川の 水辺を身近に感じる良好な低層住宅地としての土地利用を保全・誘導します。また、主 要な幹線道路沿道等の後背地においては、地区計画制度等の活用により、住環境に配慮 した土地利用を誘導します。

■ 計画低層住宅地区

中原二丁目や三ツ藤一丁目等の大規模な計画開発による優れた居住環境を形成する住宅地については、地区計画制度や建築協定等を活用して、低層住宅地としての良好な居住環境を保全していきます。

学園二丁目地区や四丁目地区、大南五丁目地区など地区計画により低層住宅地が形成された地区は、計画に即した良好な戸建て住宅地環境の保全を図ります。

■ 中高層住宅団地地区

緑が丘地区においては、本市の東の拠点として、都営村山団地の建て替えなどの再生 計画に合わせ、地区の特性を生かした地区計画制度等を活用し、中高層住宅団地として 計画的・効率的な整備を促進します。

[沿道市街地]

■ 沿道住宅地区

既に店舗などが立地する幹線道路沿道などでは、周辺住宅地からの買い物客が利用する住宅と店舗が共存するにぎわいのある土地利用を誘導するとともに、地区計画制度等を活用し、騒音などの環境問題や防災、後背地の低層住宅地の住環境などにも配慮した土地利用を誘導します。

補助幹線道路沿道などでは、建物の更新時期に合わせて共同化、中層化などによる良好な中層住宅地としての土地利用を誘導します。

■ 近隣商業地区

幹線道路沿道のうち既存商業施設の立地が多い地区は、日常的な生活の利便性や快適性を向上させるための店舗が立地する近隣商業地としての土地利用を誘導します。

■ 立3・2・4号新青梅街道線沿道地区

立3・2・4号新青梅街道線沿道は、主として商業・サービス施設の立地を促進し、 都市核地区土地区画整理事業区域の多摩都市モノレール新駅想定地周辺では、多摩都市 モノレールの箱根ケ崎方面への延伸を見据え、市の玄関口にふさわしいにぎわいと活力 のある中心市街地としての土地利用を誘導します。

地区計画制度等を活用して、街並みや景観、防災性の向上、後背地の低層住宅地の住環境などにも配慮した土地利用を誘導します。

〔商業市街地〕

村山工場跡地内北側は、都市核地区土地区画整理事業区域との整合や周辺道路網との調和に配慮しながら商業系土地利用の維持や新たな商業施設の立地を支援します。

〔都市型市街地〕

■ 都市核、サブ核地区 ←旧基本方針 5(3)

都市核地区土地区画整理事業区域内の多摩都市モノレール新駅想定地周辺には、駅前 広場や駐輪場等の整備を検討します。また、誰もが利用しやすく、集まりやすい、にぎ わいと活力のある中心市街地の形成を図ります。

中原・岸地区においては、本市の西の拠点として、多摩都市モノレールの箱根ケ崎方面への延伸等の機会を捉え、地区の特性を生かした地区計画制度等を活用し、計画的・効率的な整備を促進します。

緑が丘地区においては、本市の東の拠点として、都営村山団地の建て替えなどの再生 計画に合わせ、地区の特性を生かした地区計画制度等を活用し、計画的・効率的な整備 を促進します。

なお、新駅の位置については、現在検討が進められているところで、周辺まちづくり についても最終的な決定が行われた段階で、より具体的な検討に基づく土地利用の方針 を定めることとします。

■ 住工複合地区

工場が集積する残堀・伊奈平地区等は、地区計画制度の活用や、道路基盤の整備や公園広場の整備などを進め、生産環境の向上を図ります。

あわせて、騒音対策の強化や景観の向上を図るため、敷地内緑化を促進するなど、住宅と工場の相互に配慮した土地利用を誘導します。

■ 環境形成地区(村山工場跡地)←旧基本方針5(2)

村山工場跡地は、関係者相互が十分に協議、連携し地域活力の維持・向上に資するよう、地区計画に即した土地利用を誘導します。

■ 公共公益施設地区

本市新庁舎の建設予定地については、医療施設、消防施設などの立地と合わせ、市民 サービスの向上に資する土地利用の実現を図ります。本市庁舎移転後の建物の利活用に ついて検討を進めます。

立3・4・39 号武蔵砂川駅榎線など周辺の幹線道路との整合を図りながら跡地内の計画的な都市基盤整備を推進します。

高等教育施設や医療施設等の公共公益施設地区は、地区計画制度の導入などにより、 敷地内緑化や外周道路との連続性など良好な環境地区としての形成を図ります。

(2) 丘陵地・農地の保全

■公園・緑地

狭山丘陵や武蔵野の面影を残す樹林地などの良好な自然環境は、市民の生活に潤いを 与えるとともに本市にとっての貴重な資源であり、引き続き維持・保全に努め、次世代 へ大切に継承していきます。

市民の交流・憩い・健康づくりの場である大規模な公園については、施設の充実を図ります。

■良好な生活環境の確保のため生産緑地地区を保全 (3 公園・緑地等の整備方針と重複)

都市農地は、防災や田園景観の提供など良好な都市の環境形成に資するみどりの空間として、これまでの「宅地化すべきもの」から都市にとって「あるべきもの」へと位置づけが転換(都市農業振興基本法(平成27年4月公布))されたことにより、農業振興施策と連携しながら様々な都市計画施策と相まって積極的にその保全・活用を図ることとされました。

生産緑地地区は、農地が農産物の生産基盤であるとともに、市街地の環境保全や防災空間として大きな役割を果たしていることから、永続的な保全に向けて特定生産緑地の指定とその更新を促進します。

■大規模農地

広大な農地である多摩開墾は、歴史ある貴重なみどりとして保全します。

(3) 市街地整備

■都市再開発方針(東京都)に沿ったまちづくり

東京都都市再開発方針(令和3年3月改定)において、再開発促進地区に位置付けられた本町・榎地区、大規模工場跡地地区、及び誘導地区に位置付けられた緑が丘地区について、現在進められているそれぞれの開発整備の方向を促進していきます。

■多摩都市モノレール新駅周辺のまちづくり

多摩都市モノレール新駅想定地においては、交通状況や周辺状況等に応じ、市民が利用しやすい「公共広場」を整備確保するとともに、各駅周辺の特性を踏まえた新たな都市機能の誘導を図るなど、魅力と利便性に富んだまちづくりを進めます。

■都市核地区土地区画整理事業区域内や立3・2・4号新青梅街道線沿道のまちづくり

←旧基本方針 4(1) 2つ目

都市核地区土地区画整理事業区域内では、市の中心核にふさわしい、良好な住宅地の 形成と魅力とにぎわいのあるまちの実現を目指します。

立3・2・4号新青梅街道線沿道は、地区計画制度等を活用して、生活サービス施設 と集合住宅が共存するなどの、利便性が高く周辺住環境との調和に配慮した良好な中高 層住宅の利用を誘導します。

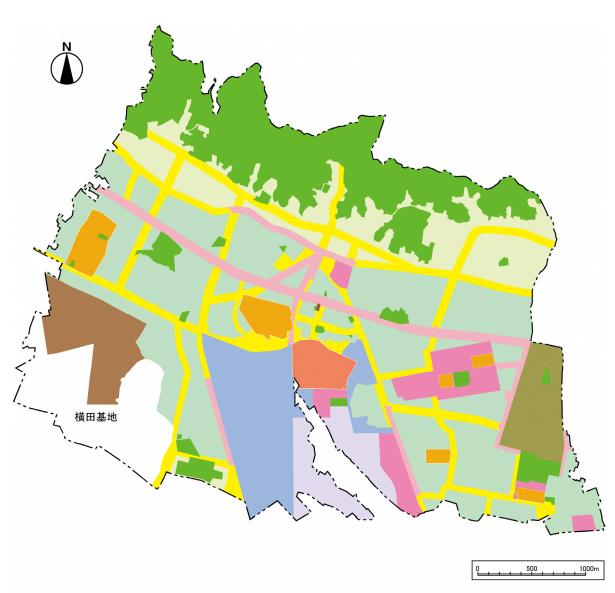
騒音などの環境問題や防災性を考慮しながら、後背地の低層住宅地の住環境にも配慮 した住宅地の形成を図ります。

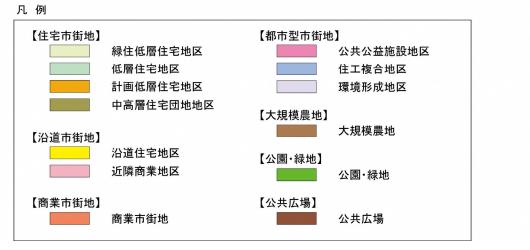
■村山工場跡地のまちづくり ←旧基本方針 4(1) 4つ目

村山工場跡地では、地区計画制度の活用により、道路などの都市基盤施設やオープンスペース、緑地空間が確保された商業・業務施設に加え、行政サービス機能、医療サービス機能や、防災機能を持つオープンスペースなど、周辺市街地と調和した良好な環境形成の誘導を図ります。

周辺環境との調和に配慮しつつ、文化・スポーツ施設など、市民等が利用できる場と しての利用も図ります。

土地利用の方針図





2 道路・交通環境の整備方針

道路・交通環境の整備の基本方針

市民の日常的な生活行動や社会経済活動を支える道路・交通環境については、都市の 骨格となる幹線道路網の整備を進め、機能的な交通体系の確立を進めるとともに、これ を補完する身近な生活環境における生活道路網について、通行の安全性や利便性を高め、 また災害時の円滑な防災活動空間を確保を図ります。

道路は、安心して快適に徒歩や自転車で移動する空間として、また、街並みを形づくり、魅力ある道路景観を提供するなど多様な役割を持っており、歩行者、自転車のネットワークづくりや武蔵村山らしい道路景観づくりを図ります。

多摩都市モノレールの上北台駅から箱根ケ崎駅間の延伸は、具体化に向けて検討が進められています。現在の市内循環バスについて市民が利用しやすい運行を行うとともに、 多摩都市モノレールの建設を展望して、より利用しやすく市民に親しまれる公共交通ネットワークの形成を図ります。

(1) まちの骨格となる道路づくり

■骨格となる幹線道路の体系的な整備

広域的な連携を強化する主要幹線道路、都市の骨格となる幹線道路、地域の骨格となる補助幹線道路については、環境対策に配慮しながら、日常的な生活、経済活動と災害時の円滑な活動を支えるため関係機関と連携して体系的な整備を進めます。

村山工場跡地及び都市核地区土地区画整理事業区域内において周辺の幹線道路とのネットワークを考慮しながら、計画的な整備を進めます。

■立3・2・4号新青梅街道線の拡幅

立3・2・4号新青梅街道線は、幅員 18mから 30mへの拡幅事業が進められているところですが、交通渋滞の解消、歩行空間の確保、植樹帯の設置などによる良好な沿道環境を創出するとともに、多摩都市モノレールの導入空間としても想定していることから、引き続き事業主体である東京都と連携して事業を促進します。

立3・2・4号新青梅街道と交差する未完成の都市計画道路の整備を推進します。

■交差点改良や歩道拡幅による安全で円滑な交通処理

渋滞の激しい主要交差点は、円滑な交通処理に向けて、東京都とも連携しながら右折 レーンの設置などの改良を行います。

歩行者の安全確保ため、歩道の整備など安全で快適な利用環境の向上を検討します。

■自転車の安全かつ円滑な通行の確保

自転車の安全で円滑な通行を確保し、自転車を利用しやすい環境を整えるための計画について検討を進めます。

(2) 地域の生活を支える道路づくり

■主要生活道路の体系的な整備

まちの骨格となる幹線道路を補完する道路として、相互交通や歩車分離が可能な主要生活道路の整備を進め、地区レベルから幹線道路へ至る交通処理の円滑化を図ります。

■生活道路の安全性確保

身近な生活道路のうち幅員が4mに満たない狭あい道路など交通や防災活動に支障が予想される道路については、拡幅整備を推進するとともに、通過交通の抑制などを関係機関に要請し、安全性の確保を図ります。

安全で円滑な交通環境を確保するため、市道の隅切や防護柵、道路反射鏡、道路照明 灯などの各種交通安全施設の計画的な整備・充実に努めます。

(3) 歩きやすい歩道づくり

■幹線道路の歩道整備

主要幹線道路や幹線道路、補助幹線道路では、歩行者などの安全性・快適性の確保のため、ゆとりある歩道整備を進めます。

■無電柱化の推進

立3・2・4号新青梅街道線では、拡幅に合わせた無電柱化を東京都に要請し、歩きやすく、災害時にも安心で、景観などにも配慮された道路づくりを行います。

都市核地区土地区画整理事業地内の立7・4・2号榎本町線、立7・5・3号榎東西 線では無電柱化を実施しています。

主要市道第12号線では、無電柱化に向けて検討を進めています。

その他の道路についても、道路の新設又は拡幅を行う際には、無電柱化の検討を行います。

■主要生活道路や生活道路の安全の確保と歩道整備

主要生活道路や生活道路では、自動車交通量や速度の抑制など、歩行者が安全に利用できる道路づくりに向けて速度規制や一方通行など道路ごとの正確に合わせた総合的な安全対策に取り組みます。

児童や生徒などが多い、小中学校周辺の主要生活道路では、安全でゆとりある歩行空間の確保、整備を進めます。

野山北公園自転車道や残堀川自転車道などは、安全で快適な自転車歩行者専用道路として維持・管理を行うとともに、本市の貴重な資源として案内板の設置や沿道景観形成などにも配慮した個性ある道としても整備します。

■歩行空間の整備と充実

主要幹線道路などの歩道は、都市計画道路の整備や道路改修に併せて十分な歩行空間の確保やバリアフリー化など、全ての市民が安全で快適に通行できる道路整備を進めます。

主要生活道路などは、道路特性に応じて可能な限り歩行空間の確保やバリアフリー化 を図り、歩行者が安全で快適に通行できる道路整備を進めます。

(4) モノレールなど公共交通機関の充実

■多摩都市モノレールの建設

多摩都市モノレールは、多摩部 19 都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域マスタープラン)において、「鉄道事業者をはじめとする関係者との協議・調整を加速し、調整が整った路線から順次事業に着手する」と位置付けられタ路線の一つであり、多摩都市モノレール導入想定路線である立3・2・4号新青梅街道線の拡幅事業の進捗と合わせ、建設に向けて着実に進んでいます。

本市においても、都市核地区土地区画整理事業の進捗や「新梅街道沿道地区まちづくり計画」の策定、東大和市及び瑞穂町と共同で「モノレール沿線まちづくり構想」を策定したほか、「モノレールを呼ぼう!市民の会」の活動や「多摩都市モノレール基金」、「モノレールグッズ」の販売、情報誌「ものれ~る」の発行などの取組を通して、実現へ向けた気運が高まっています。

引き続き、実現化に向けて関係各方面への要請を行うとともに、関連まちづくり計画の策定とその実現化など市として取り組むべき課題への対応を推進します。

■多摩都市モノレール新駅へのアクセスの向上

多摩都市モノレールの箱根ケ崎方面延伸時には、新駅整備に併せて駐輪場の設置や歩行者・自転車利用者に安全で快適なアクセス道路の整備を進めます。

新駅の位置の確定に合わせて、各新駅とその周辺の性格付けや駅ごとに駐車場、駐輪場などの必要な施設の確保などについて検討する駅周辺の整備計画の策定に取り組みます。

■市内公共交通等の充実

市内循環バス (MM シャトル) を始めとするバス交通については、関係機関との協議の下、時代の変化や市民の要望に対応した運行の充実を検討します。

総合体育館や都市公園など主要な施設への公共交通機関によるアクセスの確保について検討を行います。

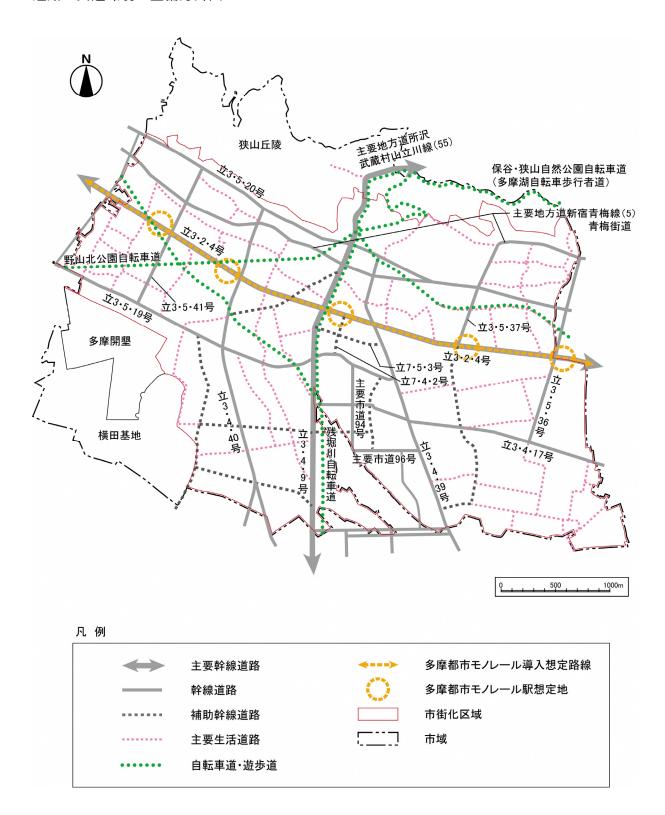
交通不便地域の解消に向け、乗合タクシー(むらタク)の実証実験運行を行う中で、 地域公共交通の在り方について、研究・検討を進めます。

多摩都市モノレール利用者の動線に配慮したバスルートの設定など、公共交通機関ネットワークの再構築を行います。

◆道路種別の整備水準・役割の設定

区分	道路種別・路線	間隔	標準的 な幅員	交通上の役割
まちの骨をとなる道路	主要幹線道路 ・立 3・2・4 号新青梅街道線 ・立 3・4・9 号八王子村山線 ・主要地方道所沢武蔵村山立川線(55)	2 ~ 4 km	16m 以上	本市と周辺市町を結 ぶ広域的な道路
	幹線道路 ・立3・4・17 号桜街道線 ・立3・4・39 号武蔵砂川駅榎線 ・立3・4・40 号松中残堀線 ・立3・5・19 号武蔵村山瑞穂線 ・立3・5・20 号東大和武蔵村山線 ・立3・5・36 号オカネ塚線 ・立3・5・37 号中砂新道線 ・立3・5・41 号薬師通り線 ・主要地方道新宿青梅線(5)青梅街道 ・主要市道第94号線 ・主要市道第96号線	500~ 1000 mを基 本とす る	12m 以上	主要幹線道路と連携 して本市と周辺市町 を結ぶ道路
	 補助幹線道路 ・立 7・4・2 号榎本町線 ・立 7・5・3 号榎東西線 ・主要市道第 3 号線 ・主要市道第 4 号線 ・主要市道第 8 号線 ・主要市道第 12 号線 ・主要市道第 97 号線 ・主要市道第 97 号線 	500 m を基本 とする	10m 以上	主要幹線道路や幹線 道路を補完する道路
地域の生える道路	主要生活道路	250 m を基本 とする	6m 以上	幹線道路などで囲まれた区域内において、区域内の交通を 集め、幹線道路などに連絡する道路
	生活道路	街区を 形成	4m 以上	各住戸などと補助幹 線道路や主要生活道 路を結ぶ道路で、日 常生活で最も基本と なる道路
自転車 歩行 専用 路	・野山北公園自転車道 ・残堀川自転車道 ・保谷・狭山自然公園自転車道(多摩湖 自転車道)	_	_	自転車・歩行者など の専用道路

道路・交通環境の整備方針図



3 公園・緑地等の整備方針

公園・緑地等の整備の基本方針

狭山丘陵や武蔵野の面影を強く残す平地林などの特徴的な自然環境は、本市のかけが えのない資産として、それぞれの特徴を生かしながら維持保全を行い、次世代に継承し ていきます。

河川や道路に沿った街路樹、生活道路に面した生け垣は、帯状のみどりの資源として、 公園や緑地と結び変化に富んだネットワーク空間の形成を図ります。

都市内の農地は、雨水の流出抑制等の防災・減災、生物多様性の確保等の機能を有するとともに、地域のコミュニティ形成等地域のまちづくりに様々な効用をもたらのグリーンインフラとしての機能を評価して、適切な保全、整備を図ります。

地域の公園や緑地は、身近な生活空間の核として整備、維持、管理を行うとともに、 積極的に市民の参加を促して、親しみやすく快適に利用できる公園づくりを図ります。 都市河川である残堀川、空堀川は貴重な水辺空間として潤いを与える景観、親水性、 多様な生物の生息環境など多様な機能を生かした河川環境の整備、維持管理を進めます。

(1) 身近な自然環境の保全と整備

■狭山丘陵の自然環境の保全と維持管理

狭山丘陵では、ごみと枯損木の撤去や樹木の間伐などの保全管理が行われています。 今後も、良好な自然環境や多様な生態系を維持・保全していくために、市民と行政と の協働による環境悪化を防ぐ取組を検討します。

主要地方道新宿青梅線(5)青梅街道以北の良好な自然環境を有する住宅地については、 まちづくり条例に定める狭山丘陵景観重点地区として、建物の色彩や緑化の基準を定め、 丘陵地のみどりと調和したまちづくりを推進します。

市街地の背景となっている狭山丘陵一帯については、みどりに包まれた美しい都市環境を保持するために、公有地化の推進など風致の維持を図ります。

■武蔵野の面影を残すみどりの保全

みどりの持つ多様な機能、役割に配慮しながら、郷土の自然である狭山丘陵をみどりの核とし、その麓に広がる集落地の屋敷林や生け垣などのみどり、点在する社寺林のみどり、残堀川・空堀川などの河川、更には市街地に分布する生産緑地地区や平地林のみどりを保全し、みどりの都市づくりを進めます。

■大規模公園や緑地、平地林、屋敷林、生産緑地地区などの自然環境の保全

東京都都市計画公園・緑地の整備方針(令和2年7月改定)に優先整備区域として位置付けられている野山北・六道山公園、中藤公園及び観音寺森緑地内の早期整備を引き続き東京都に要請するとともに、総合運動公園や御伊勢の森公園などの都市計画公園の整備を推進し、市民の交流・憩い・健康づくりの場となる自然環境の維持・保全を図ります。

市内に分布する海道緑地保全地域を始めとする平地林や屋敷林、生産緑地地区などの武蔵野の面影を色濃く残している自然環境を積極的に保全します。

(2) 水とみどりを生かしたネットワークづくり

■みどりの拠点を中心とした水とみどりのネットワークの形成

狭山丘陵や大規模公園などのみどりの拠点を残堀川自転車道や野山北公園自転車道などで結ぶとともに、残堀川、空堀川の連続する水辺空間を生かして、水とみどりのネットワークの形成を図ります。

■沿道空間のみどりのネットワークの形成

街路樹の整備や沿道宅地の生け垣の設置促進等により、みどりが連続する沿道空間と 水とみどりのネットワークとの一体化を図り、変化に富んだネットワークの形成を図り ます。

まちづくり条例に位置付けられた地区まちづくり計画や地区計画制度等を活用し、住環境に潤いを与えるまちづくりを推進します。特に、新青梅街道沿道地区では、拡幅事業に併せてみどり豊かな広がりと厚みをもった沿道市街地を形成します。

■水とみどりのネットワークの維持管理

水とみどりのネットワークは、市民が愛着を感じる快適空間として、樹木の剪定や除草、不法投棄の処理など継続的な維持管理を行います。

(3) まちの潤いとなる農地の保全と活用

■生産緑地地区の保全

都市農地は、防災や田園景観の提供など良好な都市の環境形成に資するみどりの空間として、これまでの「宅地化すべきもの」から都市にとって「あるべきもの」へと位置付けが転換されたこと(都市農業振興基本法(平成27年4月公布))により、農業振興施策と連携しながら様々な都市計画施策と相まって積極的にその保全・活用を図ることとされました。

生産緑地地区は、農地が農産物の生産基盤であるとともに、市街地の環境保全や防災空間として大きな役割を果たしていることから、永続的な保全に向けて特定生産緑地の指定とその更新を促進します。

■宅地化農地の保全

宅地化農地(生産緑地地区以外の市街化区域内農地)の中で、都市環境の保全や防災上の観点から効用のある農地については、貴重なみどりのオープンスペースとして、生産緑地地区への追加指定を行います。

■農地の有効利用と農のあるまちづくり

都市の中に農のある景観を残しながら、農業を通じて地域のコミュニティや農家と地域住民との交流を深めるため、体験型市民農園の整備や観光農園等の普及促進、小学生の農業体験学習としての利用促進、農家レストランや直売所など、農地の多面的機能を生かした有効活用に努めます。

(4) コミュニティを育む場所となる公園づくり

■都市計画公園・緑地や身近な広場などの整備

地域の核となる都市計画公園・緑地などの整備や、より快適で安全な住環境の形成のため、住民が気軽に集い、憩える広場などの整備を進めます。

■市民参加による公園づくり

市民参加型の公園づくりなど、企画段階から維持管理に至るまで市民の自主的な参加が得られるような仕組みである公園ボランティア制度の拡充を進めるとともに、ボランティアが組織として継続的に活動できる仕組みを検討します。

公園、緑地などの公共施設を市民と協働で管理するアダプト制度の実施や、みどりの まちづくりを推進する地域活動のリーダーの養成を目的とするグリーンヘルパー制度の 検討を進めます。

■誰もが安心して快適に利用できる公園づくり

公園は、出入口やトイレなどのバリアフリー化を図り、遊具やベンチなどの休憩施設の充実により、誰もが安全で快適に利用できる憩いの場として整備を進めます。

(5) 環境と共生した河川の整備と維持・管理

■河川整備に併せた良好な環境の形成

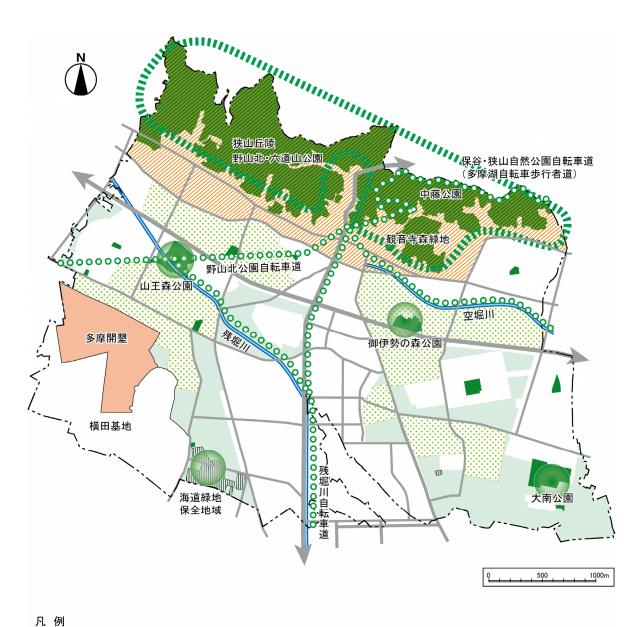
残堀川や空堀川は、市街地を流れる都市河川として治水上の安全性を確保するとともに、市民の身近な親水空間として、緑化の推進や生物等にも配慮した多自然川づくりを東京都に要請し、良好な環境形成を図ります。

空堀川の旧河川敷の親水広場としての活用や改修に伴う管理用通路の散策路化など、 東京都と連携して河川空間の有効利用を図ります。

■水路の緑化による自然環境、生物の生息環境の保全

水路については、可能な限り自然環境を考慮しながら緑化を図ります。また、環境共生を目指し、安全の確保に配慮しながらビオトープに配慮した生物の生息環境の保全と再生を図ります。

公園・緑地等の整備方針図



\$1111111₈ 狭山丘陵の保全・活用 みどりの核 みどりの軸(自転車歩行者専用道路・遊歩道) の整備・充実 都市計画公園・緑地の整備推進 00000 平地林の保全 都市河川(残堀川、空堀川)の親水空間の 生産緑地地区の保全による 整備、維持・管理 緑豊かな市街地形成 宅地化農地の保全 狭山丘陵景観重点地区 多摩開墾の保全 市域

4 安全・安心まちづくりの方針

安全・安心まちづくりの基本方針

様々な災害から市民の生命と財産を守って行くために、直下型地震や気候変動に伴う 大規模な水害や土砂災害などに対して的確な対応ができるよう、防災、減災対策による 災害に強い都市づくりを進める必要があります。

建物の不燃化、耐震化を促進するとともに、災害時に必要な機能を維持できる避難所の整備、強化を図ります。

災害時に避難活動や防災活動を支える避難所や避難路となる道路や公園の確保を図る とともに、雨水排水機能、中小河川の氾濫対策、ライフラインの耐震化などについて防 災対策の強化を図ります。

災害時、緊急時には、市民が協力して避難を含む防災活動を円滑に行うことができる 体制を強化するとともに、近隣市町等と連携する防災体制の強化を図ります。

大規模災害が生じた場合に必要な復興計画の策定を速やかに行えるよう、平時において復興まちづくりの事前準備の策定を図ります。

日常的な生活空間における事故や犯罪等の抑止など、安心できるまちづくりの実現を図ります。

(1) 災害に強い市街地づくり

■沿道建築物の不燃化の誘導などによる災害に強いまちづくり

主要幹線道路などの沿道建築物の不燃化や耐震化の促進により、延焼遮断機能の強化と道路の閉塞の抑止を図ります。

敷地内の緑化やオープンスペースの確保を促進し、延焼の遅延・阻止を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

■避難所などの市内主要施設の避難機能の充実

災害時に避難生活の拠点となる避難所などの市内主要施設は、備蓄機能の充実や防火水槽の設置促進、建物の耐震性の強化などを図るとともに、これらの施設への誘導標識の設置を充実します。

■建築物などの耐震性の強化

既存建築物の耐震強化を促進するため、武蔵村山市第二次耐震改修促進計画に即して 改修などに関する効果的な支援策を促進していきます。

ブロック塀から生け垣への変更を奨励するなど、震災に強いまちづくりを進めます。

(2) 安全性を支える都市基盤づくり

■災害発生時の救援・避難路となる道路網の強化

災害発生時に救急救命、防災活動及び物資の輸送等の大動脈となる特定緊急輸送道路 及び緊急輸送道路に指定された道路について、その整備及び沿道建築物の耐震化を促進 します。 狭あい道路が多く、緊急車両の円滑な通行に支障を来している地区については、沿道 住民の理解と協力の下、道路拡幅を図り、安全確保のための道路網の強化に努めます。

■延焼遮断帯及び避難空間の整備

災害発生時の市民の安全を確保するため、延焼遮断帯や避難空間としての役割を果た している道路・公園などの整備を進め、更に、延焼遮断効果を高めるための高木の植樹 を検討します。

公園・緑地を結ぶ道路を、延焼遮断機能を有する避難路として緑化を検討します。

(3) 災害に備えた対策と体制づくり

■残堀川、空堀川の水害対策の強化

残堀川や空堀川は、大雨時の浸水からの安全性を確保するため、短時間に局地的に発生する集中豪雨への対応の検討と、空堀川における1時間当たり 50 mmの降水量に対応できる整備の早期完了について、東京都に要請します。

■公共下水道雨水排水施設、雨水貯留・浸透施設の普及による雨水対策

総合的な雨水排水対策のための公共下水道の整備を図るとともに、各戸における雨水 流出抑制施設の整備促進、公共施設の浸透・貯留施設の設置を引き続き進めます。

樹林地や農地の保全により保水機能、遊水機能の向上を図ります。

■ライフラインの強化

電気、ガス、水道などの都市生活を維持するために必要な生活関連サービス施設については、震災時の安全性及びその機能確保を図るため、施設の耐震性などの強化を関係機関に要請します。

■緊急・災害時の体制強化と防災意識の向上

災害発生時に、市民による初期消火、救出・救助活動が速やかに行われ、また高齢者等の避難の支援などを通して、被害を最小限に抑えることができるよう、学校・自治会等における防災訓練・避難訓練を推進・支援します。

自治会、消防団、ボランティア団体などと協力体制をつくり、情報収集や情報伝達機能などの強化に努めます。

本市の「浸水・土砂災害ハザードマップ」について市民への周知、浸透を図り、市民の防災意識の向上を図ります。

■各市町村との連携による災害時の体制強化

東京都や多摩地域の市町村、災害時緊急応援協定市である埼玉県桶川市、姉妹都市である長野県栄村との連携の下、災害時の応援体制の強化を図ります。

■復興まちづくり計画のための事前準備

大規模な災害が発生した場合に必要な復興計画が速やかに策定できるよう、平時において復興まちづくりの事前準備の検討を行います。

事前準備に当たっては、以下の項目について検討を行います。

ア 復興まちづくりの目標

イ 復興まちづくりの実施手法

ウ 復興まちづくりの進め方

事前準備の総合的な計画として、復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理、 分析、復興まちづくりの実施方針を定めます。

(4) 防犯に配慮したまちづくり

■市民との協働による防犯まちづくり

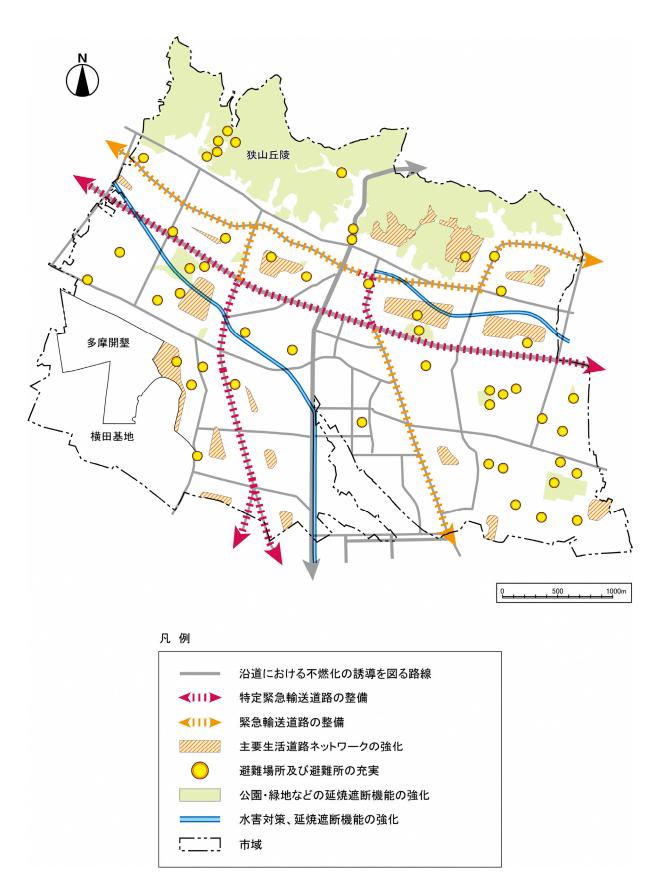
地域と連携した防犯体制の支援や防犯灯の設置など、防犯性の高いまちづくりを市民との協働の下に進めます。

空き家や空き地などが適切に管理されず、周辺環境に悪影響を及ぼすことがないように、所有者への適切な管理や利活用を促進する取組について検討を行います。

■防犯に配慮した公共施設の整備

公園などの樹木は、定期的な剪定を行うとともに、市内の公共施設については、防犯に配慮した施設整備を図ります。

安心・安全まちづくりの方針図



5 景観・環境まちづくりの方針

景観・環境まちづくりの基本方針

狭山丘陵、武蔵野の面影を残す樹林地や田園など本市を特徴付ける景観資源は、その保全と継承を図るとともに、これらの緑を背景とした良好な住宅市街地の形成を図ります。

公共施設や幹線道路沿道、河川は、みどりの拠点や連続したみどりのネットワークとなる良好な景観形成の貴重な資源と位置付け、その保全・整備を進めます。

地球温暖化対策や廃棄物の減量・資源化など身近な生活における地球環境にやさしいまちづくりへの取組を促進します。

(1) 美しい街並みへの誘導

■地域の環境を生かした良好な景観形成 ←旧基本方針 4(4) 1つ目

東京都景観計画の景観基本軸(丘陵地景観基本軸)に指定されている主要地方道新宿 青梅線(5)青梅街道以北(大曲り交差点より東側については、大曲り新道以北)の地域に ついては、市民、事業者、東京都等が連携して狭山丘陵の尾根筋のみどりや里山景観を 保全しながら、周辺市街地が丘陵地の特性と調和した景観の形成を図ります。

主要地方道新宿青梅線(5)青梅街道以北の地域を、まちづくり条例による狭山丘陵景観重点地区と定め、建物の色彩や緑化の基準を設けることにより、良好な景観形成を図ります。

■季節を感じる沿道景観の形成 ←旧基本方針 4 (4) 3 つ目

主要幹線道路などでは、街路樹や歩道の緑化、無電柱化により、美しい道路景観の形成を図るとともに、地区計画の活用などにより沿道の緑化を誘導し、道路空間と沿道の土地利用が調和した個性と魅力ある街並みの形成を図ります。

主要生活道路などでは、生け垣などの保全、花いっぱい運動の促進などにより、四季折々の沿道景観の形成を誘導します。

■残堀川・空堀川の魅力的な景観の形成 ←旧基本方針 4(4) 4 つ目

残堀川や空堀川は、帯状の景観資源として親水空間の確保や緑化の促進など市民生活 に潤いを与える魅力ある良好な景観の形成を東京都に引き続き要請します。

■魅力ある良好な街並みの実現 ←旧基本方針 4(2) 1つ目

市街地に広がる低層住宅地は、それぞれの地域特性を生かし、まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画や市民意見を反映した地区計画制度等の活用により、良好な街並みの実現を図ります。

保存樹や保存樹林、保存生け垣は、市街地の個性や魅力を高める資源として、また市 民の景観やみどりに対する関心を高める素材として、今後も積極的に登録の普及に努め ます。

■周辺環境や地域特性を生かした公共施設の景観形成 ←旧基本方針 4(4) 2つ目

行政施設や教育施設、福祉施設などの公共施設は、地域の景観形成の先導的な役割を 果たすものとして位置付け、周辺環境との調和に配慮しつつ、地域特性を生かした魅力 ある施設づくりを進めます。

道路等の都市施設の整備に当たっては、それぞれの地区の持つ歴史や特性に応じた街並みを形成するよう、デザイン等に配慮するとともに、案内板や都市サインの整備・充実に努めます。

道路上の公共物に取り付けられた違反広告物の撤去に努め、景観の維持を図ります。

(2) 環境に配慮したまちづくり ←旧基本方針 4(2) 2、3つ目

■市民、事業者、行政が一体となった資源化・減量化等の推進

市民、事業者の協力の下、ごみの減量や分別の徹底、資源化の推進等に取り組んでいますが、これからも環境への関心を高めながら、清潔できれいな街並みの構築に取り組みます。

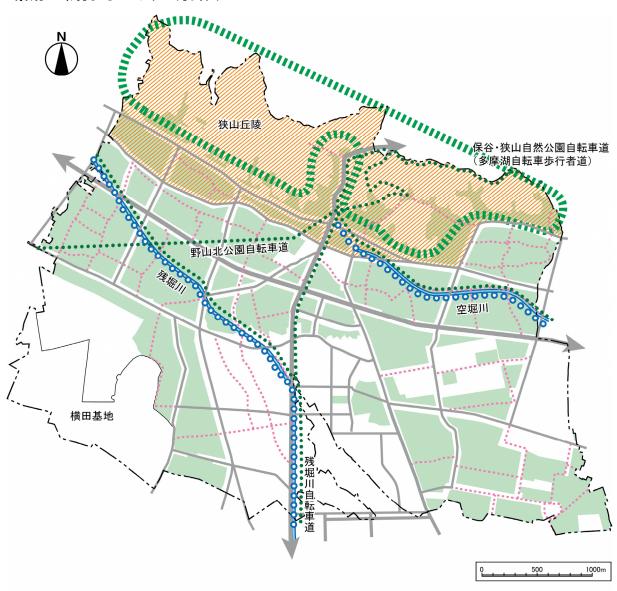
ごみの減量等への取組を推進するため、地域や学校において、環境学習や環境保護活動などを行い、環境意識の普及に努めます。

狭山丘陵や残堀川、空堀川などの河川、農地などへの不法投棄について、その防止の ため市民、自治会、行政等が連携して対応を図ります。

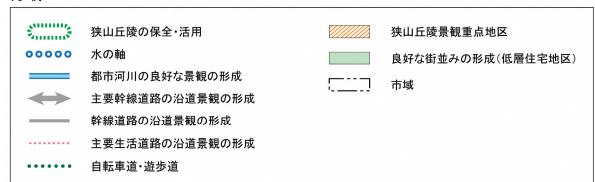
■地球温暖化対策

公共施設への太陽光パネルの設置、街路灯のLED 化、電気自動車用充電器の設置など、 地球温暖化対策の推進への具体的取組を進めます。

景観・環境まちづくりの方針図



凡例



6 活力あるまちづくりの方針

活力あるまちづくりの基本方針

高齢者や障害を抱えた人、子育て世代を含む全ての市民が安心して暮らしやすい環境の整備を進めます。

農業、工業、商業など本市の経済活動を支える生産環境の充実を図るとともに、多摩都市モノレールの建設に合わせた核やサブ核の形成に伴う新たな商業・業務機能の誘導を図ります。

本市の特徴を生かした体験型観光、レクリエーションの活性化を図ります。

(1) 誰もがいきいきと生活できるまちづくり

■高齢社会等に対応した施設整備と住宅整備

高齢者が安心して住み続けることのできる住まいや障害のある人が地域での自立した 生活を進めることのできる住まいの確保に努め、民間活力による施設の整備について検 討します。

市内の公共公益施設は、高齢者等への対応として、引き続き施設のバリアフリー化を 推進します。併せて、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインの導入を推進しま す。

■子育て環境の整備

保育所など地域における子育て支援施設の環境整備を進めます。

■誰もが住みやすいまちづくり

ノーマライゼーションの理念に即して、バリアフリー化などの施設整備にとどまらず、全ての市民の自立を尊重し、支え合う市民意識の高揚によって、生活の質の向上(QOL)を支えるまちづくりを進めます。

■市民の要望を踏まえた生涯学習施設の充実 ←旧基本方針 4(3)

地域活動や文化活動を支援するため、市民の要望を踏まえ、生涯学習施設の充実を図ります。

(2) 商業・農業・工業の振興 ←旧基本方針 5(1)

■多摩都市モノレールの建設や拠点の形成にあわせた商業・業務機能などの導入

多摩都市モノレールの建設を契機とした都市核・サブ核などの拠点づくりに合わせ、 職と住が近接した自立的な都市の形成に向けて商業や業務機能などの集積を図ります。

■身近な商業の活性化

市民の日常的な生活利便性の向上を図るため、主要地方道新宿青梅線(5)青梅街道(青梅街道沿道)や都営村山団地周辺などの商店街では、安全・快適に買い物のできる歩行空間の整備・改善など、身近な商業機能の維持、活性化を支援します。

■産業としての農業の育成と振興

市民生活に欠かすことのできない新鮮で安全な農産物を供給するため、産業としての農業を育成するとともに、生産緑地地区制度の活用により農地を適正に保全して、農業の振興を図ります。

市民農園などの体験型農業の普及や直売所の活性化支援などによる持続的な農業の確立を図ります。

■工業の育成のための基盤整備

多摩都市モノレールの建設に併せて、道路などの都市基盤の整備や立地支援策などにより、先端技術産業や研究開発機能などの立地を促進します。

伊奈平地区周辺及び市内工業地域では、工業の育成のため、活力ある生産環境確保の ための基盤整備を図るとともに、市内への企業立地を促進するための制度である武蔵村 山市企業誘致条例(以下「企業誘致条例」という。)を活用し、工業の振興、活性化を 支援します。

(3) 観光の振興とレクリエーションの充実 ←旧基本方針 5 (4)

■観光レクリエーションの活性化

村山温泉「かたくりの湯」や野山北公園などの観光施設、自然学習施設及びレクリエーション施設を充実するとともに、東京都の施設である里山体験施設の充実や東京都都市計画公園・緑地の整備方針(改定)(平成23年12月)において位置付けられている野山北・六道山公園、中藤公園内及び観音寺森緑地内の優先整備区域の早期整備を東京都に要請します。

公園や緑地、河川、自転車歩行者専用道路、遊歩道は、市民の日常的なレクリエーションの場として、また、狭山丘陵や武蔵野の雰囲気を体験する場として市外からの利用を促進していくため活動のテーマ設定と広く周知することなどにより、本市固有の観光、レクリエーションの活性化を図ります。

■観光ルートの整備・充実

狭山丘陵の緑地環境を保全しながら、野山北・六道山公園などの機能を拡充し、レクリエーションの場を充実します。

狭山丘陵に分布する観光資源への案内標識やアクセス道路の充実を図ります。

旧道や野山北公園自転車道、散策路、歴史的資源などを活用し、観光ルートの整備を 図ります。

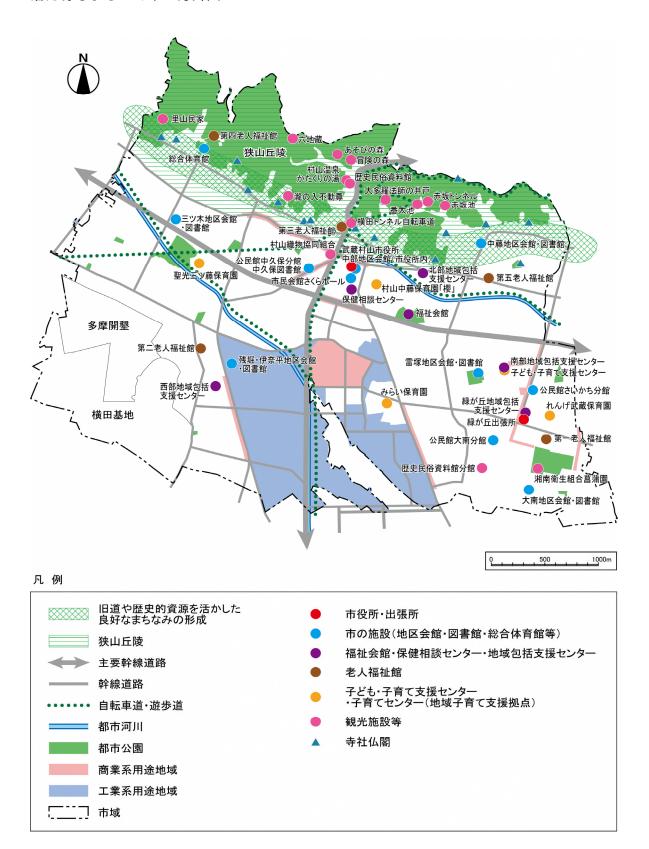
(4) 個性あるまちづくりへの支援 ←旧基本方針 5 (5)

■市の特性を生かした個性あるまちづくり

特産品(みかん、りんご、小松菜、茶、村山大島紬など)や地域ブランド、郷土料理、郷土芸能、方言を生かした、市民による個性あるまちづくり活動を支援します。

体験型、テーマ形観光レクリエーションとの連携による伝統産業や特産物などのアピールや普及を図ります。

活力あるまちづくりの方針図



資料編

1 上位計画

(1) 都の計画・方針

ア 都市づくりのグランドデザイン

ア 都市づく	りのグランドデザイン		
位置付け	目指すべき都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策		
策定年月	平成 29(2017) 年9月		
目標時期	おおむね四半世紀先の 2040 年代		
都市づくりの	「活力とゆとりのある高度成熟都市」		
目標	~東京の未来を創ろう~		
目指すべき	急激な社会変化を見据え、広域レベルと地域レベルの二層の都市構造を示す。		
都市構造	○広 域的なレベルの都市構造 ──交流·連携·挑戦の都市構造─		
	下図参照		
	○地域的なレベルの都市構造		
	主要な駅周辺(※本市は該当なし)や身近な中心地に生活に必要な機能を集積さ		
	せ、その徒歩圏に住宅市街地を誘導し、歩いて暮らせるまちへの再構築を図るととも		
	に、駅や中心地から離れた地域では、緑豊かな良質な環境を形成することで、「集約		
	型の地域構造」への再編を目指す。		
新たな 4つの地域区分と2つのゾーン			
地域区分	自然環境共生域 中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン		
	TANK		
	() 1933 / 1933		
	3 Surrey 2		
	September 1997		
	100 000 000 000 000 000 000 000 000 000		
	AND NAH MARH SEH		
	WERM AND WARM AND		
	Alan Alan		
	多摩イノベーション交流ゾーン 多摩広域拠点域 新都市生活創造域		
都市づくりの	戦略 01 持続的な成長を生み、活力にあふれる拠点を形成		
7つの戦略	戦略 02 人・モノ・情報の自由な交流を実現		
	戦略 03 災害リスクと環境問題に立ち向から都市の構築		
	戦略 04 あらゆる人々の暮らしの場の提供		
	戦略 05 利便性の高い生活の実現と多様なコミュニティの創出		
	戦略 06 四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築		
	戦略 07 芸術・文化・スポーツによる新たな魅力を創出		
個別の拠点や	○東大和・武蔵村山・箱根ケ崎		
地域の将来像 (抜粋)	新青梅街道の拡幅等により、交通ネットワークの強化が図られ、交通利便性		
()/X/1十/	が向上するとともに、沿道において商業や業務などの立地が進み、利便性の高		
	い良好な住宅市街地が形成されている。		
	大規模な都営住宅団地当の建て替えが進み、生活利便機能の整った良好な住		
	環境が形成されている。		

イ 多摩部 19 都市計画 整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

改定年月	令和3 (2021) 年3月改定				
目標年次	おおよそ 20 年後(2040 年代)				
	(区域区分及び主要な施設などの整備目標はおおむね10年後(2030年))				
都市づくりの	1 持続的な成長を生み、活力にあふれる拠点を形成				
戦略	2 人・モノ・情報の自由自在な交流を実現				
	災害リスクと環境問題に立ち向かう都市の構築				
	4 あらゆる人々の暮らしの場の提供				
	5 利便性の高い生活の実現と多様なコミュニティの創出				
	6 四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築				
	7 芸術・文化・スポーツによる新たな魅力を創出				
	8 デジタル技術を生かした都市づくりの推進				
東京が目指す	1 世界から選択される都市の実現に向けて(東京の都市構造)				
べき将来像	2 人が輝く都市、東京に向けて(地域区分ごとの将来像)				
	○多摩広域拠点域の将来像(抜粋)				
	おおむねJR武蔵野線から圏央道までの区域では、道路・交通ネットワーク				
	の結節点において業務・商業機能が集積した拠点が形成され、リニア中央新幹				
	線や圏央道などのインフラを活用し、他の広域拠点や都市圏との交流が活発に				
	行われている。				
	駅等を中心とした拠点では、物販や飲食といった日常的な生活サービスに加				
	え、医療・福祉・介護、コミュニティなどの多様な機能が集積し、多摩イノ				
	ベーション交流ゾーンの活動を暮らしの面から支えている。				
	公共交通と一体となった、楽しく歩き、たたずめる広場空間が創出されると				
	ともに、東西・南北方向の道路・交通ネットワークが充実し、拠点間の連携が				
	一層強化されている。				
	拠点の周辺に広がる市街地においては、高齢者や障害者、子育て世代を含				
	め、誰もが安心して快適に暮らせる住環境が整備されている。				
	一方で、丘陵地や農地のみどりがあふれ、多くの人々が生活の中で自然と触				
	れ合い交流する場となっている。				
	高度経済成長期に建設された大規模団地などでは、更新に伴い、地域の課題				
	に対応した日常の買い物、子育て支援、高齢者福祉などの機能導入やバリアフ				
	リー化などが進み、地域活力やコミュニティの維持・向上が図られ、安全・安				
	心な質の高いまちが実現している。				
	地域の拠点(※本市は該当なし)や生活の中心地を取り巻く低中層の住宅市街地				
	では、敷地規模が大きく街並み景観にも優れた質の高い住宅地が形成されるな				
	ど、豊かな自然環境と調和した特徴ある住環境が形成されている。				
 主要な	こ、豆がは自然環境と調性した(対象のでは環境が)が成されている。 1 多様な住まい方・働きかたを支える都市づくり(土地利用に関する方針)				
都市計画の	2 ゆとりある回遊性を支える都市施設(都市施設の整備に関する方針)				
決定の方針	2 ゆとりめる凹避性を又んる郁巾施設(郁巾施設の釜偏に関する力軒) 3 人が集まり、交流する、魅力と活力溢れる拠点形成(市街地開発事業に関す				
	る方針)				
	4 激甚災害にも負けない東京(災害に係る方針)				
	5 緑と水の潤いある都市の構築(環境に係る方針)				
	6 四季折々の美しい景観形成(都市景観に係る方針)				

拠点の位置付

多摩広域拠点域

け

- →中核的な拠点(立川)
 - →地域の拠点(国分寺、国立、拝島など)
 - →生活の中心地(本町・榎地区、緑が丘)

特色ある地域の将来像

○本町・榎地区

交通の円滑化及びネットワーク強化を図るため、新青梅街道の拡幅が進められるとともに、多摩都市モノレールの箱根ケ崎方面への延伸を見据えた、大規模工場跡地の土地利用転換や周辺のまちづくりによって、商業、住宅、行政サービスなどの多様な都市機能の集積が図られることにより、交通利便性が向上し、活力とにぎわいのある生活の中心地を形成

○緑が丘

新青梅街道の拡幅が進められるとともに、多摩都市モノレールの延伸を見据 えた土地利用転換や沿道のまちづくりと大規模な都営住宅団地等の建て替えが 進み、創出用地の活用により、商業、医療、福祉等の生活利便機能の整った生 活の中心地を形成

○新青梅街道沿道

新青梅街道の拡幅等により、交通ネットワークの強化が図られ、交通利便性が向上するとともに、<u>沿道において商業や業務などの立地が進み、利便性の高</u>い良好な住宅市街地を形成

大規模な都営住宅団地等の建て替えが進み、生活利便機能の整った良好な住 環境を形成

○狭山丘陵~多摩湖

狭山丘陵の広大なみどりと多摩湖の水辺空間を生かした水と緑のネットワークにより、良好な市街地を形成

公園・緑地や街路樹の整備推進と合わせ、民間の協力を得て、みどりの拡充 や質の向上を促進

(2) 本市の主な計画

ア 武蔵村山市第五次長期総合計画

策定年月	今和 2 (2021) 年 2 H			
	令和 3 (2021) 年 3 月			
計画期間	令和3 (2021) 年度から令和12 (2030) 年度			
まちづくりの 理念	1 みんなで学び、考えて行動する、支えあうまちづくり			
连心	2 安全・安心で快適に暮らし続けることができるまちづくり			
	3 地域に根づく文化や産業と自然をいかした個性あるまちづくり 4 計画的に進める、持続可能で効率的なまちづくり			
人口フレーム の設定	令和 12 年(2030 年) 人口 約 76,000 人			
将来都市像	人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま			
将来都市構造	度山石區 (多摩湖自転車歩行者道) (多摩湖自転車歩行者道) (多摩湖自転車歩行者道) (多摩湖自転車歩行者道) (多摩湖自転車歩行者道) (多摩湖自転車歩行者道) (多摩湖自転車歩行者道)			
	八回 【技】 【ゾーン】 都市核 住宅系市街地ゾーン 分道市街地ゾーン かどりの核 複合市街地ゾーン 融いの核 自然景観形成ゾーン 大規模農地ゾーン 大規模農地ゾーン 大規模農地ゾーン 本どりの軸 まちの骨格となる道路(主要幹線道路、補助幹線道路、補助幹線道路、補助幹線道路)			

2 都市計画関連制度の改正

本市の現行まちづくり基本方針の改定(平成 25 年度)以降の都市計画に関連する制度の創設、改正の動きの主たるものは以下のとおりです。

- ア 立地適正化計画制度の創設とその後の制度の充実化
- イ 従来の12種類の用途地域に新たに「田園住居地域」が加わり13種類となった
- ウ 生産緑地地区が当初の制度化時点から地区指定が解除される 30 年を経過することに伴う制度の改正

<主な都市計画法関連制度の改正(平成23年度以降)>

年度	主な都市計画法関連制度の改正内容
H26	立地適正化計画制度(居住誘導地域、都市機能誘導地域等)の創設
H28	低未利用土地利用促進協定制度等の立地適正化計画制度等の改正
H29	田園住居地域(用途地域)の創設
H30	都市のスポンジ化への対応等の立地適正化計画等の改正
H30	生産緑地地区制度の運用改善等
DO	頻発・激甚化する自然災害の発生への対応、緑地の防災機能を反映した記
R2	述の充実等の立地適正化計画制度等の改正